令和４年

第４回定例会

会　議　録

令和４年１２月１４日

令和４年第４回　江 差 町 議 会 定 例 会
（第１号）

◎　期日及び場所

令和４年１２月１４日（水）　午前１０時００分　　江差町役場　議場

◎　議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会　期　の　決　定
〔議　長　諸般の報告〕
日程第　３　所管事務調査の報告について
日程第　４　閉会中の継続調査の申し出について
日程第　５　令和４年第３回定例会
認定第１号　令和３年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第２号　令和３年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第３号　令和３年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第４号　令和３年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第５号　令和３年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第６号　令和３年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第７号　令和３年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　令和３年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　令和３年度江差町水道事業会計決算の認定について
日程第　６　一　般　質　問
日程第　７　議案第　１号　令和４年度江差町一般会計補正予算（第１７号）について
日程第　８　議案第　２号　令和４年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第４号）について
日程第　９　議案第　３号　令和４年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について
日程第１０　議案第　４号　令和４年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第１１	議案第	５号	令和４年度江差町水道事業会計補正予算（第２号）について
日程第１２	議案第	６号	江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
日程第１３	発議第	１号	国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付型奨学金制度の確立を求める意見書の提出について
日程第１４	発議第	２号	子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和も求める意見書の提出について
日程第１５	発議第	３号	インボイス制度導入の延期を求める意見書に提出について
日程第１６	発議第	４号	政府も「難民」認定を国際水準まで高め、支援強化を求める意見書
日程第１７	発議第	５号	洋上風力発電事業に関する事務調査について
日程第１８	発議第	６号	江差町の次世代支援に関する事務調査について

◎出席議員（１２名）

議長	打越東亜夫
副議長	萩原　徹
議員	薄木晴午
〃	飯田隆一
〃	室井正行
〃	塚本　眞
〃	西海谷　望
〃	小梅洋子
〃	小野寺　真
〃	小林くにこ
〃	出﨑太郎
〃	大門和幸

◎出席説明員

町長	照井誉之介
副町長	田畑　明
教育長	出﨑雄司
総務課長	斉藤敏己
まちづくり推進課長	尾山　徹
財政課長	岸田礼治
税務課長	西海谷　靖
町民福祉課長	畑　竜哉
健康推進課長	白鳥智子
産業振興課長	竹内　強
追分観光課長	国仙敏孝
建設水道課長	岸田雄治
高齢あんしん課長	三好泰彦
出納室長	岸田真由美
学校教育課長	長尾恵一
社会教育課長	安田克臣
総務課主幹	宮津宗介

（議会事務局）

局長	梅川年代
次長	中澤貴徳

開　会　１０：００

※ベルが鳴る

（議長）
おはようございます。

（「おはようございます」の声）

（議長）
ただ今の出席議員は１２名です。
定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。
ただ今から、令和４年第４回江差町議会定例会を開会致します。
（議長）
本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりとなっております。

（議長）
日程第１、会議録署名議員を指名致します。
会議録署名議員は、会議規則第１２９条の規定により、７番小梅議員、８番室井議員を指名致します。

（議長）
日程第２、会期の決定についてを議題と致します。
今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「室井委員長」
議長。

（議長）
室井委員長。

「室井委員長」（議会運営委員会報告）
おはようございます。
（「おはようございます」の声）
それでは、委員会報告を致します。
委員会の開催状況について、まず最初に説明します。当委員会は、１１月２９日、１２月６日の２日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出され

る議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について協議を致しました。
２、今定例会の議案、一般質問などについて。今定例会では、各会計補正予算などの６件の議案が提出されている他、令和３年度決算認定９件、議員発議６件、一般質問は７名の通告であります。詳細につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりでございます。
３、会期の日程。議案審議内容の観点から会期日程を本日１日とすることに致しました。
４、一般質問等について。これまでと同様に一問一答方式とし、質問の回数は再再質問まで認められます。質問の時間については従来どおり、答弁を含め６０分の時間制とし、質問答弁については、議員は一回目の質問から自席で、理事者は１回目の答弁は演壇により行い、再質問以降は自席で行うこととしております。町理事者の反問権については従来とおりです。なお、一般質問の議案等の質疑で感想や要望、お礼など、一般質問や質疑から外れる発言の他、一般質問は事前通告制となっております。このため、通告した質問趣旨以外の質疑は、厳に慎むことを求めます。
以上、議会運営委員会おいて協議した結果を報告致します。
宜しくお願いします。

（議長）
以上で、報告が終わりました。
お諮りします。
今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認めます。よって、今定例会の会期については本日１日間としたいと思います。一般質問については、一問一答方式とし、議員の質問は自席で行うこととし、理事者側の答弁は、１回目は演壇で、２回目は自席で行うことと致します。質問の回数は再再質問まで、答弁を含め６０分の時間制を採用して行うことと致します。
また、理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問できることとし、それに要する時間は、６０分の制限時間外とすることに決定致しました。
なお、新型コロナウイルス感染対策として、説明質疑及び審議に当たっては、可能な時間短縮に努め、迅速な議会運営を図っておりますので、ご協力をお願い致します。
また、議場内の換気のために出入り口のドアを開口しておりますので、ご協力をお願い致します。

（議長）
次に、議長からの諸般の報告を致します。
報告内容は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

（議長）
日程第３、所管事務調査の報告について、まず、総務産業常任委員会に付託されております令和４年第１回定例会、発議第２号、空き家対策に関する事務調査を議題と致します。
本案については、委員長の報告を求めます。
小梅委員長。

「小梅委員長」
はい。

「小梅委員長」（総務産業常任委員会報告）
おはようございます。（「おはようございます」の声）
総務産業常任委員会、委員会調査報告について、今委員会に付託の調査事件について会議規則第７８条の規定により、下記のとおり報告致します。
１、調査事件。令和４年第１回定例会、発議第２号、空き家対策に関する事務調査、
２、調査期日。これに関しましては、４月から１１月まで下記のとおり、８回の調査でまとめております。
３、調査の目的。江差町では、人口減少や若年層の人口流出により空き家が増加している。こうした空き家は管理が不十分になると老朽化し、衛生景観の悪化や防災防犯上からも、近隣住民や第三者に不利益損害を与えるなど悪影響を及ぼすことが危惧される。
反面、活用可能な空き家については、空き家バンク等により、町外から新たな居住者を呼び込むための有効な資源の一面もあり、若者等の定住促進対策としての活用も期待される。当町においては、平成２８年度から空き家をシステム管理し、特定空き家の認定、危険空き家解体補助制度を設けるなどの対策を進めているが、所有者と連絡が取れなかったり、相続放棄などにより相続人不存在の空き家が発生するなど、行政の対応が困難な状況が増加している。そのため、当委員会として町内の現況を確認し、先進地、今回は室蘭市と小樽市の調査を実施してその課題と対策を把握することに努め、現状と課題を示した上で、次のとおり意見を付して報告する。
４、視察調査及び現状と課題。視察調査、今回は室蘭市と小樽市に行って参りました。内容につきましては、以下表記のとおりでございますので、ご覧頂ければと思います。
それから２番、当町の現状。当町の空き家対策、空き家の実態調査、平成２８年度から空き家をシステム管理、特定空き家の認定、危険空き家解体補助制度の制定、平成３１年度からです。当町の空き家件数、令和４年４月現在で、空き家総数は４０８件、適

正管理がされていない家屋が２４８件、特定空き家が１１件、これまでの解体件数は１９件、このうち補助金を活用して解体した件数は８件です。

課題としまして、解体が進まない、その理由としましては、所有者と連絡が取れない、相続など。解体工事にかかる費用が捻出できない。行政代執行したとしても未回収債権になる可能性がある。空き家の再利用が課題となっております。

５番目、意見として。空き家の利活用について、毎年度の水道の閉栓状況などの情報や町内会との連携を基に、空き家の早期発見と現場確認をすることが有効と考える。空き家予防に関しては、毎年度の納税通知書にマッチング制度などのお知らせを同封し、所有者に負担にならない解決策を周知、啓蒙していく事が必要であると考える。施設入所などで現在の住居が長期間にわたり利活用できないと思われる場合、個別に相談に応じるなど親身な対応をして空き家の増加抑制に努めることも有効のひとつと考える。対策の１つと考える。

次、特定空き家について。特定空き家と認定するため、専門機関、町内会等とも協議し、町独自の客観的な基準を定めるべきである。特定空き家と認定された場合、引き続き所有者との協議及び相続人調査を行い、民法の規定での相続財産管理人制度など手段を模索し、特に緊急性の高い危険な家屋については、解体費用回収見込みの有無にかかわらず、行政代執行、略式代執行も含む、の判断をすべきである。それから国土交通省においても、空き家の発生抑制、利活用、適切な管理や除却などの方法について検討するため、空き家対策小委員会を立ち上げ検討を始めている。行政代執行に至るまで多くの行政手続きが必要となることから、全国町村会等を通じて執行手続きの簡略化など制度の改正を求めるべきである。

以上でございます。

（議長）

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

空き家対策に関する事務調査について、委員長の報告のとおり、了承することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認めます。よって本案については、委員長お報告のとおり、了承することに決定致しました。

（議長）

次に、社会文教常任委員会に付託されております、令和４年第１回定例会、発議第３号、埋蔵文化財に関する事務調査を議題と致します。

本案について、委員長の報告を求めます。

小野寺委員長。

「小野寺委員長」

議長。

「小野寺委員長」（社会文教常任委員会報告）

おはようございます。（「おはようございます」の声）

社会文教常任委員会から調査の報告を致します。委員会調査報告について、本委員会に付託の調査事件について、会議規則第７８条の規定により、下記のとおり報告します。

１、調査事件。令和４年第１回定例会、発議第３号、埋蔵文化財に関する事務調査。

２、調査期日及び内容。以下のとおりであります。

３、調査の目的。埋蔵文化財は、土地に埋蔵されている状態にある文化財であり、土地と一体となった遺跡、土地から出土した遺物からなる。江差町の埋蔵文化財は大きく分けると、①陸上部分の遺跡として、縄文時代などの茂尻遺跡や五厘沢遺跡、②水中遺跡として開陽丸遺跡、③出土した遺物として、多数の縄文土器、開陽丸遺物がある。これらの現状がどうなっているのか、また今後どのように調査、保存、活用等の事業を進めていくのかを調査したものである。

４、調査の結果と意見。（１）茂尻遺跡、五厘沢遺跡などについて。町内には、石器土器などが出土又は土中に埋もれている土地として周知されている周知の埋蔵文化財包蔵地、文化財保護法は６５か所ある。その内、石器土器などの遺物しか確認されていない遺物包含地は５４か所あり、縄文時代の遺跡である五厘沢Ｇ遺跡、柳崎遺跡などがある。

また、集落跡として茂尻Ｃ遺跡、田沢遺跡などがある。五厘沢遺跡の周辺では、現在、町道五厘沢山崎線の道路改良工事が行われている。

意見としまして、これらはいずれも、昭和４０から５０年代に調査、発掘されたもの

であり、データが古いため精査をする必要があり、現状の確認と土地所有者との連絡が急がれる。教育委員会として、周知の埋蔵文化財包蔵地の現状確認と周知をどう進めていくのか、基本的な考え方を早急に示すべきである。

なお、開陽丸遺跡も周知の埋蔵文化財包蔵地であるが、（３）ようにすでに進められている。

（２）縄文土器、開陽丸遺物などの出土した遺物について。柏町にある遺物収蔵庫、旧技能開発センターＢ棟や旧檜山爾志郡役所の敷地内にある古文書資料収蔵庫などに、茂尻Ｃ遺跡から出土した縄文時代の土器や石器２０万点以上、開陽丸の遺物３万点以上、埋蔵文化財ではないが、古文書１０万点以上、民俗資料７千点などが保管されている。

意見としまして、これらの資料整理が進んでおらず、データベース化も緒に着いたばかりである。学芸員と合わせて会計年度職員などの採用等で体制を強化し、データベース化等の資料整理を進め、又、整理された資料は、様々な手段を通じて適宜公開を進めること。

（３）開陽丸遺跡、水中遺跡について

①海底にある開陽丸船体について。明治元年１８６８年、箱館戦争の最中に江差港沖で座礁沈没した開陽丸は、港湾拡張工事に伴い、昭和４９年、文化財保護法第９３条による周知の埋蔵文化財包蔵地とされた。昭和５０年からの発掘調査により、３２，９０５点の開陽丸遺物を引き揚げ、その後、平成元年木造船体保護のため、フナクイムシ等の食害対策として、現地の船体の一部を銅網による被覆を行ない、以降、数年に一度、船体と銅網の現地の船体の一部の現状確認をしてきたが、平成２４年を最後に１０年間調査が行われなかった。本年７から８月の８日間の日程で、船体の保存状態と保存環境の把握のため、教育委員会の学芸員や町外の専門家などが水中調査を実施し、海底保存されている船体の３分の１の範囲を、堆積しているヘドロの除去を行い、その一部で目視、触診を行っている。

調査結果の最終報告は来年３月頃としているが、ほぼ内容が確定したとのことで、１１月１８日に本委員会としてのそして教育委員会の主幹及び調査担当の学芸員から内容を聴取した。それによると、船体の銅網が分裂した痕跡や剥離している個所が散見され、食害を防ぐ保存環境になっていない事や、ヘドロが堆積し未調査になっている残りの３分の２の範囲についても、早急な現状確認の必要があるとの事である。

意見としまして、教育委員会として、調査報告を早急に確定し、議会にも報告することと合わせ、来年度も開陽丸船体の保存状態と保存環境の把握のため、必要な調査等を進めること。

②水中遺跡に関する文化庁の動きについて。文化庁の来年度概算要求を見ると、水中遺跡の調査方法の確立と文化財としての指定や登録を推進し、陸上の遺跡と結びつけることにより、新たな観光資源を創出し、地域活性化へ結びつけるとしている。

意見としまして、教育委員会としても、引き続き、開陽丸の現状確認調査を進めることと合わせて、文化庁の来年度以降の水中遺跡保護調査研究事業の内容、予算化を的確

に把握し、北海道や文化庁と連携を密に取りながら、町としての事業の推進を図ること。
以上であります。

（議長）
以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、ただちに採決致します。
埋蔵文化財に関する事務調査について、委員長の報告のとおり、了承することにしたい
と思いますが、ご異議ありませんか。

（『異議なし』の声）

（議長）
異議なしと認めます。よって、本案については、委員長報告のとおり了承することに決定致しました。

（議長）
日程第４、閉会中の継続調査の申し出についてを議題と致します。
議会運営委員会、各常任委員会、及び議会広報特別委員会から、会議規則第７６条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、継続調査の申し出がありました。
お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定致しました。

（議長）

日程第５、令和４年第３回定例会、認定第１号、令和３年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第９号、令和３年度江差町水道事業会計決算の認定についてまでの、各会計決算認定を一括して議題と致します。

ただ今の、各会計決算の認定議案については、令和４年第３回定例会において、令和３年度江差町各会計決算審査特別委員会に、一括付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

萩原委員長。

「萩原委員長」（決算審査特別委員会報告）

本委員会に付託された審査事件について、会議規則第７８条の規定により、下記のとおり報告致します。

１、審査事件。令和４年第３回定例会におきまして、認定第１号、令和３年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第９号、令和３年度江差町水道事業会計の認定についてでございます。

審査の経緯と結果。本委員会は、令和４年６月９日に設置し、６月９日、９月６日、１０月２４日から１０月２６日までの５日間、委員会を開催し、１０月２６日には、町長に対する総括質疑を行ったものであるます。その結果、上記各会計決算については、すべて認定すべきものと決定致しましたので報告致します。

なお、次の事項について、意見要望があったので申し添えます。

１つ目、子ども発達支援の推進についてです。上ノ国町への通所については、一部の保護者において、移動手段等の不便さや負担が見受けられている。近隣町も利用している広域の施設であるため、様々な調整を要するものと思われるが、利用される子ども達や保護者の利便性を向上するため、早期の送迎体制の確立が必要であります。

２つ目として、休日夜間医療対策についてでございます。近年の江差町内における病院の閉院等に伴い、民間医療機関や道立江差病院の現状から、休日夜間診療への負担等が増加しているものと思われる。将来的な医療体制を見据えた中で、檜山医師会と連携の基、現場の声を聞き入れながら、早期に改善に向けた検討対策を行う必要性がある。

３つ目、バス待合所について。現状、町が有しているバス待合所の維持管理を行っているが、公共交通機関の利便性の向上や今後の公共交通の在り方等踏まえ、地域公共交通計画と一体的に検討し、計画的な整備を行う必要があると考える。

４番目。決算審査意見書における監査委員からの指摘事項について。未収金対策については、特に私債権に係る滞納繰越金の処理に時間を要しているように思われる。かなり古いものも見受けられるため、強制執行や不納欠損などの滞納整理を早期に実

施していく必要がある。
　また、行政事務の処理については、監査委員への提出資料の誤りについてもそうだが、この間の議会提出資料においても複数の誤りが見受けられているところであり、事務作業におけるチェック体制について、今一度見直しを図るべきと考える。
　５つ目。防災備蓄センターについて。防災備蓄センターの現地調査を行ったところ、施設内部においては防災資材等が、一定程度整理されており好ましい状況と判断される。しかしながら、施設本体の搬入搬出口が狭い事や設備の不備等も見られ、災害時等における迅速な対応に支障を及ぼす可能性があるため、早期の改修が必要と思われる。
　以上です。

（議長）
　以上で、報告が終わりました。
　お諮りします。ただ今、報告がありました各会計決算の認定議案については、議長及び監査委員を除く議員全員による特別委員会ですので、委員長に対する質疑を省略し、これより認定第１号から順次、討論、採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
　異議なしと認め、認定第１号から順次、討論、採決を行います。
　認定第１号、令和３年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を許します。
　討論希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
　討論希望なしと認め、討論を終結致します。

（議長）
　認定第１号の採決を行います。
　令和３年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。
　委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、認定第１号について、は認定することに決定致しました。

（議長）
お諮りします。
認定第２号から令和３年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第９号、令和３年度江差町水道事業会計決算の認定についてまで８件については、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。
本件については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、順次、採決を行います。
認定第２号、令和３年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、認定第２号については認定することに、決定致しました。

（議長）
次に、認定第３号、令和３年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、認定第３号は、認定することに決定致しました。

（議長）
認定第４号、令和３年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、認定第４号は、認定することに決定致しました。

（議長）
認定第５号、令和３年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、認定第５号は、認定することに決定致しました。

（議長）
認定第６号、令和３年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、認定第６号は、認定することに決定致しました。

（議長）
認定第７号、令和３年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、認定第７号は、認定することに決定致しました。

（議長）
認定第８号、令和３年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、認定第８号は、認定することに決定致しました。

（議長）
認定第９号、令和３年度江差町水道事業会計決算の認定について、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手、全員であります。
よって、認定第９号は、認定することに決定致しました。

（議長）
日程第６、一般質問を行います。
今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり、７名の議員から通告がありました。
通告順に従って、順次これを許可致します。
まず、出﨑議員の発言を許可致します。
出﨑議員。

「出﨑議員」
令和４年第４回定例会に際しまして、私からＭａａＳ実証実験について、お伺いいたします。
「地域公共交通に関する町民意見交換会」に引き続き「江差Ｍａａ Ｓ実証実験住民説明会」が開催され、私も参加しました。
高齢者ドライバーの運転免許返納が推奨され、車を持たない住民の足の確保が重要な課題となっています。以下について質問いたします。
１つ目。１２月からの実証実験において、北部と南部に区分けして実施され、相互乗入れは行われていません。その理由は交通事業者の事業圧迫を避けるためとも聞こえましたが、乗入れの需要は大きいように思います。今後、乗り換えをしなくても相互行き来できる方策を追求すべきと考えますがどうでしょうか。
２つ目。実証実験においては各地区１台ずつで運行していますが、買い物等の時間帯が重複することが考えられます。実験の結果によっては台数を増やすと考えてよろしいでしょうか。
以上についてお伺いいたします。

（議長）
町長。

「町長」
出﨑議員からご質問のありました、江差Ｍａａ Ｓ実証実験に関してお答えいたします。
住民の日常生活を維持するため、あるいは観光客をはじめとした江差を訪れてくださる関係人口の皆様のためにも、公共交通の確保・維持は大変大きな課題となっております。
一方で、自家用車の普及や人口減少などによる路線バス利用者やハイヤー事業者の減少により、地域全体での公共交通そのものが縮小傾向にあります。
そういった中で、令和３年度から２か年をかけて、江差町にとって望ましい公共交通

網のあり方を示す「江差町地域公共交通計画」の策定に取り組んでいるところでございます。

また、計画策定と並行して、将来を見据えた交通施策の検討の一つとして、特にバス停から離れた場所に位置する公共交通空白地帯を中心に、通院や買い物といった生活交通の充実化を図る新たな交通サービス「江差Ｍａａ Ｓ」の実効性について検証しており、今年２月の１か月間、また１０月からは４か月間、実証実験を行っております。

さて、議員からの１問目は「実証実験で、大澗から以北の北部地域と、愛宕町から南の南部地域の相互乗入れは行われていないが、需要は大きいと思われるので、相互を行き来できる方策を追求すべきでは」というご質問でございます。

住民説明会などでも議員ご質問の趣旨と同じ要望は少なくありません。町といたしましてもそういった可能性を追求したいとは考えております。

しかしながら、江差Ｍａａ Ｓにおけるデマンド交通はあくまでも既存の公共交通機関を補完するための位置付けとして捉えております。

通院や通学といった地域内交通の役割だけでなく、檜山・渡島地域における広域交通の役割を果たす路線バスと、利用者が目的地や時間を指定して運行されるハイヤーは地域にとって必要不可欠な交通サービスであり、こういった基軸となる公共交通の利用者を減少させないよう留意することも必要であることを先ずご理解いただければと思います。

次に、実験の結果によっては台数を増やすことは考えていないのかというご質問でございます。

このようなデマンド交通に関しましては、住民が利用しやすい乗車料金に設定する事例が多く、運行車両の効率的な配車を実現するため、タクシーのような１回の運送につき１つの運送契約とするのではなく、同じ時間帯や乗車場所に複数の予約があった場合にまとめて乗車する「乗合」での運行を想定しています。

とは言いましても、利用者にご不便を掛けない運行体制を構築しなければならないと私たちも考えております。

出﨑議員からいただいた「江差Ｍａａ Ｓ」に関する２つのご質問に関しましては、まさに今回の実証実験の結果をもとにしながら、適切な運行範囲や運賃、台数などがどうあるべきか、十分検討してまいりますので、ご理解願います。

いずれにいたしましても、実装化の際には可能な限り住民の満足度が高い状況を目指すとともに、既存の路線バス運行の効率化などに向けた整理検討を加え、将来的にも持続可能となる制度の構築が求められます。

先ずは１月末まで多くの町民の皆さんにご乗車いただき、近い将来に江差町で必要な交通サービスがどのようなものなのかを一緒に考え、ご意見いただきますようよろしくお願いいたします。

（議長）

はい。出﨑議員。

「出﨑議員」
再質問行います。
これ、事業主体は町がやるんですよね。で、将来的に採算性が取れた時には、交通事業者の事業圧迫に配慮するというのは当然の事だと思いますし、それも大事なことだと思います。
ただ最終的には、町民の足の確保、利便性、そちらへ向かうべきだと思いますが、その場合に、その交通事業者に将来、運行主体を移行するとか、そういう意味で、町がずっと抱えるんじゃなくて、そういう移行していくようなことは将来考えられるんでしょうか。

（議長）
はい。まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」
出﨑議員から、江差ＭａａＳの実証実験の今の状況に関して、将来こういった公共交通のサービスについて、既存の交通事業者の方に任せていく方向なのかというお話をいただきました。
いずれにしましても、例えば今、南部と北部で実証実験してます。南部については桧山ハイヤーさんにお願いしています。で、北部は路線バスを運行していただいている函館バスさんに、いま運行していただいています。
いずれにしても、そういう事業者の協力無くして中々こういった事業を実装化するのは、私は難しいと、事務担当者としては考えてございますんで、しっかりその辺は事業者と連携していきたいというふうに考えています。
まず、一応そういうことでご理解いただきたいと思います。

（議長）
いいですね。
以上で出﨑議員の一般質問を終わります。

（議長）
次に、飯田議員の発言を許可いたします。
飯田議員。

「飯田議員」
おはようございます。
私からは３項目について質問いたします。
まず始めに教育長の答弁を求めます。

中学校における部活指導者の地域移行についてであります。
来年度以降、部活指導者を教員以外に委ねる地域移行が本格的に始まります。先生方の負担も大幅に軽減されるものと思われますし、一方では生徒数の減少により町内の中学校の、学校単位での部活の維持は非常に厳しくなっております。
今回、このような制度改正を契機に、積極的に地域移行を導入すべきと考えております。
まず１点目は町としての移行プランや、今後のスケジュールを伺います。
２点目でありますが、既に中体連の出場などにつきましては、他町との連合のチームを組んで参加しておりますし、また、今後、地域のクラブチームでの中体連の参加も緩和され、出場が可能となっていく訳であります。
他町との連携や今後の交通移動手段について、移動手段を確保すべきと考えますが、教育長の所見を求めます。
３点目でありますが、全国学力テスト、毎年発表されております。管内的には小学校、中学校とも大変優秀な成績を残しておりますし、部活動の活性化、また生徒たちが希望するような部活動を選択できる環境を作ることが、魅力ある学校教育、更には江差の魅力度向上になると考えますが、教育長の強い決意と答弁を求めるところであります。

（議長）
出﨑教育長。

「教育長」
飯田議員から、中学校部活動の地域移行についての質問についてご答弁いたします。
中学校における部活動については、今年の６月に国の検討会議の提言において、休日の部活動を令和５年度から令和７年度までの３年間を目途に段階的に地域へ移行することとしており、現在、道教委において具体的な取り組みやスケジュールを定めた「推進計画」の策定を進めているところでございます。
教育委員会といたしましても、具体的な協議を進めるため、令和５年度においてスポーツ協会、スポーツ少年団、文化協会などの関係機関や、学校、保護者などで構成する協議会を早期に立ち上げ、交通手段なども含め、種々議論を始めることとしております。
また、他町と合同で行っている競技などもあることから、広域的な対応につきましても、協議会で議論しながら道教委や近隣町とも連携して参りたいと考えています。
議員ご指摘のとおり部活動は子ども達の健やかな成長を育むうえで、教育的意義は大きいと考えていることから、地域全体で子どものスポーツ・文化芸術活動の環境整備を図って参りたいと考えておりますのでご理解願います。

（議長）
はい。いいですか。飯田議員。

「飯田議員」
はい、ありがとうございました。
それでは２問目に入ります。
町内に点在する危険な空き家の撤去及びその活用策について伺います。
先ほど総務産業常任委員会から細部に渡っての意見､提言がなされましたので､是非､これらを参考に取り組んでいただきたいというふうに願っております。
特にその中で２件、大変危険な状況の空き家がありますので、それを提案したいと思います。
まず愛宕町入り口付近の住宅であります。また、茂尻町児童公園の付近の空き家について、まさに崩壊の恐れもありまして、近隣や通行人に危険が及ぶ恐れもある訳であります。強制撤去、略式代執行に踏み切るべきと考えますが、町長の所見を求めます。
２点目でありますが、このような空き家対策につきましては、問題解決には行政だけでは限界もあるところであります。民間企業等と連携をしながら利用可能な空き家を活用し、定住対策にも取り組むべきと考えますがいかがでしょうか。所見を伺います。

（議長）
町長。

「町長」
飯田議員からの２問目、空き家に関する２点のご質問にお答えいたします。
１点目でございますが、愛宕町と茂尻町の危険空き家について町が代執行すべきでは、というご質問ですが、代執行は、他人の財産を強制的に処分する行為であることから慎重に判断しなければならず､その判断に至るまでにおいては､あらゆる道を模索し、取り得るべき手段を講じるべきであり、それでもなお解体撤去できないような場合にとる最後の手段であると考えております。
そのような観点からご質問の２件の空き家につきましては、経過と現状を述べさせていただきますと、まず、愛宕町の空き家についてですが、今年８月頃、柱や壁もかなり傾いてきており歩道側にせり出してきているような状況であったため、町が足場とネットを設置するなど緊急的に被害防止措置をいたしました。それとともに、所有者に対し現状を伝え速やかに措置を講ずるよう要請をし、８月９日には措置命令書を送付いたしましたが、所有者が１３名と多い上、既に亡くなっている方の相続人も登記をされていなかったり、通知を送付しても所在が不明だったりという事情もあり、なかなか解体に向けて進展しない状況となっておりました。
しかしながら、連絡を取ることができる複数の所有者と、４か月にわたって継続的に危険性や地域に与える影響などを説明するといった取り組みをした結果、この１２月に解体撤去に着手するという連絡を受けている状況にあります。
もう１件の茂尻町の空き家でございますが、登記上の所有者の所在は不明ではありますが、当該空き家を管理しているという方と連絡を取ることができ、８月８日付で特

定空き家に認定した文書を送付したところでございます。家屋の管理者としては解体撤去の意向があるようですので、ご質問の２件の空き家につきましては、なお町としては実際に解体撤去されるまで、引き続き状況の確認をしていくなどのアクションを取り続けていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

２点目で、活用可能な空き家を活用し、定住対策に取り組むべきではとのご質問がございます。

確かに町内には居住が可能と思われる空き家も散見されており、私自身も議員と同じ可能性を感じているものでございます。現在、そういった建物の魅力を高めながら若者が住みたくなるリノベーションの可能性を追求できないか、道外の民間企業との連携に向けて動いている段階であることから、施設を整備した場合の活用方針などについては、この後の「人口減少対策と定住対策」、飯田議員からのご質問で述べさせていただくこととしたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

（議長）

はい、飯田議員。

「飯田議員」

はい、ありがとうございました。本当に担当課の粘り強い交渉が、１２月いっぱい、愛宕町については解体の方向が見えてきた訳でございます。

ただ、やっぱり地域の方々から出されました心配の声は、これから雪が積もって足場、ネットでやってる部分が道路半分くらい占拠してる状況の中では相当危険だという指摘がされております。

その、相手方を信じて１２月中の解体を願うばかりですけれども、もし長くなるような状況があれば、あの足場のあるおかげで二次災害ということも十分考えられる訳なんです。

例えば交通誘導員の配置ですとかね、撤去が長引くような方向であれば。そういうような方向ですとか、足場に電気が点滅するような、普通、工事現場でありますけれども、そういうようなことも考えおてくべきだというふうに私は考えております。

もし、仮定の場合ですけれども、解体が長引くようであれば是非そういうような方向、特に交通誘導員、子どもたちが通学時間帯あたりでも配置する必要があると考えますんで、その点をお答えいただきたいと思います。

もう１点ですけれども、先ほど町長の方から、民間企業との連携については本州の企業との連携も視野に入れて考えているということでございますが、地元信金、道南うみ街信金が旭川の業者と連携をして情報の交換をしております。処分したい持ち主とそれを活用したい方との、要するにマッチングですね、それだけなんですよ。ですから、この民間企業との連携は、信金さんも、そういう部分で町内の活性化、空き家対策を開始することによって色々な対策、町外からの移住も考えられますということですんで、その点については道外もそうでしょうけども、これ旭川の業者なんですね、そして道内

の自治体、結構いまその業者さんと連携をしてネット上での情報交換をして、その空き家対策、移住に進めておりますんで、この点について再度答弁願えればと思います。

（議長）

総務課長。

「総務課長」

まず愛宕町の空き家のご質問で、足場の危険性、地域で危惧されているということで、誘導員の配置ですとか、夜間の電気の装着と言うんですか、そういった対応をということでございますが、確かにこれから冬場で暗くなる時間も長くなりますし、子ども達だったり、車両も歩行者も多く通行するとこでございます。担当課といたしましては、こまめに状況を見ながら、そういう危険性、予兆される場合は対応していきたいと考えてますし、その電気、夜間で、足場があることをお知らせする電気の配置については、ちょっと検討させていただきたいと思います。あと、誘導員につきましてはちょっと、その配置につきましても少しお時間いただきながら担当課の検討をしていきたいなと考えてございますんでご理解願いたいと思います。

それからマッチングに関してでございます。うみ街信金さんで「０円物件」という会社の方と連携したって言うことが新聞報道でもされてございます。内容につきましては、その０円物件という会社がホームページ等々で周知すると、信金さん側では顧客にその企業を周知するっていう取り組みでございます。

それで、マッチングっていうことですから、貸したい方がいて借りたい方がいて、ということでマッチングにはなると思うんですけれども、連携をその企業さんとするっていう形でなくても、そういった取り組みを信金さんがしているよって周知するだけでも、そういった制度があるよっていうことを周知するだけでもかなり効果があるのではないかと思っております。今回の事務調査の報告書でも、例えば固定資産税の納付書にそういったマッチングのパンフレットですか、資料等を同封するっていうのも提案受けておりますし、そういった取り組みですとか、まず所有者が貸したいか貸したくないかっていう部分の意向もあると思いますので、そういった確認等々も含めて、そういったマッチングの紹介とかっていうのをしていければなあと思っておりますのでご理解願いたいと思います。

（議長）

いいですか。はい、飯田議員。

「飯田議員」

はい、ありがとうございます。

いずれにしてもこの種のもので、もし事故が発生すれば、批判の矢面に立たされるのは役場なんですよ。その次議会、おまえら何やっているんだというそういう批判もされ

ますんで、これは早急に対処してもらいたいと思います。
３問目に入ります。人口減少対策と定住促進策についてであります。
町の人口が７千人を割り、大変深刻な事態であり、この問題を町長としてどのようにとらえているのか、まず質問をいたします。
２点目でありますが、定住促進担当係を配置して各課連携のもとに総合的な対策を図るべきと考えますが、町長の所見を求めます。

（議長）
町長。

「町長」
飯田議員の３問目、人口減少対策と定住促進策についてのご質問にお答えをいたします。
質問要旨にありますとおり、１０月末時点の人口が６，９９４人となり、７千人を割り込みました。非常に厳しい現実だと受け止めています。
一方で、令和２年度から５か年間を計画期間とした「第２期江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定時において、国立社会保障人口問題研究所の手法により総人口の推計を行っていますが、令和７年度推計では６，５６４人と見込んでいますので、それらと単純比較すると当初推計値から若干下回っているという現状にあります。
定住対策に関してですが、まず、何よりも大切なことは、現在、江差町で暮らしている町民が住み続けられる環境をしっかりと構築することだと考えています。
そのためには、現在事業展開している子ども達や子育て世代に主眼を置いた施策や、農業・漁業や商業など産業基盤の強化、一人暮らしの高齢者が安心して暮らすための医療・介護・福祉の体制維持や公共交通の充実などの施策により、住みやすい町づくりを目指すことが結果的にそこに結びつくものだと考えております。中でも子どもたちや子育て世代に主眼を置いた施策として、学校給食費の完全無償化や医療費無償化などの子育て支援策の充実を図ってきているところです。
今後は、北の江の島構想拠点施設における子どもたちの室内遊興施設整備、旧江光ビル跡地の拠点施設における中高生の居場所づくり、小学校ごとの遊具整備をはじめとした施策に取り組みながら、定住環境を整えてまいります。
こういった施策を一つひとつしっかりと進めるとともに、その上で、転勤者が多いという江差町の特性から、その方々が単身ではなく子どもを含む親子連れで江差町へ赴任していただくと、自ずと人口が増えることになります。こうした視点からのアプローチをしていくことも移住定住対策の大きな一つだと考えています。
歴史と自然が豊かで学力やスポーツ能力も比較的高い水準にあるこの町は、子育て世代にとって魅力ある地域になりえる可能性を秘めています。
そして、先ほどのご質問でも少し触れさせていただきましたが、子育て世代の住環境の整備も重要と考えており、空き家を活用し若い世代のニーズに合わせたリノベーシ

ョンを行えないかを道外の民間企業と連携に向けて動いておりますし、実現した折には、先ずは転勤で江差に来られるご家族に住んでいただきながら、事業展開の可能性を模索して行きたいと考えており、方向性が見えてきましたら議会にもご相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。

こういった施策展開と合わせて、江差の強みは関係人口です。

江差ファンとのつながりを強化・拡大しながら、少しでも江差経済へ活力を与えてくれるまちづくりを目指してまいります。

２点目の定住促進担当係を配置する考えはないかのご質問でございますが、現在、定住促進に関してはまちづくり推進課で担っておりますが、現時点で新たに専任の係を設けるまでの考えは持ち合わせておりませんのでご理解願えればと思います。

（議長）

いいですか。はい、飯田議員。

「飯田議員」

はい。ただいま町長の答弁からは、この人口減少に対する危機感は伝わってまいりました。私、組織の中にですね、そういう担当係を置くべきだというのは、例えばですね、町の組織機構図、これを見ましてもですね、所管事務概要の中に人口減少であるとか定住対策、その文言の係が一切無いんですね。これやっぱり町民が見て、あれ、どこの課でこれを、これを担当しているのか、結果的に例えば総務で、他の課でない部分をするのか、いま町長の答弁の中でまちづくり推進課が担うという部分でありますけれども、やっぱり町の政策、福祉でも教育でも産業でも、全て町民が安心して暮らせるまちづくりに帰結をする、町民が安心して住める町、そういう各課の政策を総合的に管理する係っていうのは私は必要だと思うんですよ。それだけこの人口減少っていうのは重要だというふうに考えてます。

先ほど町長の答弁の中で、総人研、人口問題研究所の数値の問題出ました。２０２０年、一昨年スタートしました第６次総合計画、２年ちょっと経過した訳でありますけれども、これの江差町に人口目標、冒頭に付いてるんですね。２年半過ぎた目標７，５００人、実態は７，０００人ちょっと切った。もう２年半で５００人の、目標と実態のずれがあるんです。第６次総合計画最終年、２０３０年度は総人研の推計では６，８００人。おそらく総人研の推定っていうのは、ほぼほぼ狂いが無い今までの推計が出てるんですね。この２０３０年の状況でいきますと、おそらく町の実態、人口減少に対する有効な手立てを打たなければっていう条件もありますけども、１０００人の、人口の目標に対するずれが出てくる。私そういうような危機感があるから、あえてこの質問に触れた訳であります。

その辺の人口の違いと、もう一度各課を連携するような係、配置する考えは無いようでありますけれども、少なくてもこの配置図にですね、これは広報で町民に周知するわけですから、これにはやっぱり人口対策の文言、定住対策、しっかりと載せるべきだと

いうふうに考えますが、再度お答えを願います。

（議長）

副町長。

「副町長」

はい。まあ政策的なと言うか、面もあるんで私から答弁させていただきます。

飯田議員おっしゃるとおり、所管する事務分掌の人口対策っていうのは、おっしゃるとおり私もいま質問を受けてですね、これまでの状況とは違ってきている状況にございますので、これらは少し前向きに考えたいなと。ただ、所掌事務に挙げたからどうのこうのということではございません。これらをどうやって横断的にやっていくかと、こういうことだと思います。

ほんの少しだけ触れると、まさしく定住する方、それから移住してもらえる方、こういったところをどうやってするかということですけども、言うまでもなく病院が近くにあるのか、買い物が出来るのか、それからこまいことですけども、やっと給食費も、江差にいても全額無償化、それから保育所も３歳以上は、これは国策ですけども保育料もかからなくなった、江差町は先んじて高校生までの医療費も無償化した。ですから、子育て世帯だけにターゲットを絞った答弁に変えますけども、隣の町に行くとこういった利点があるとかといった色んな差別的なというか、差を我々も肌で感じてございますんで、やっと肩を並べる状況になってきたかなというふうに思ってございますが、そういったことも含めて総合的にこれから横断的に人口減の、減少の幅を縮めていくというか、そういう対策に意を体してまいりたいと、このように思っていますんでよろしくお願いします。

（議長）

いいですね。はい、飯田議員。

「飯田議員」

はい。いくらか前向きな答弁をいただきました。

私、道職員の方にちょっとお話し聞きましたら、もうお子さんが大きくなって、中学校に入学する頃になるともう単身赴任。私そういうふうにはですね、町長も先ほど答弁ありましたけれども、もっともっと、そういう江差の良さっていうのをアピールすべきだと思うんですよ。

教育長先ほど答弁しましたけれども、江差の学力テスト、小学校、中学校とも全国トップレベルですよ。それに先ほどの部活や文化、体育のそういうような部分を水準を上げて、私、教育長なら出来ると思うんです。今までの経験からして。全道、全国に出せるようなスポーツの団体を作る、そうしますと道の職員、道に限らずですよ、そういう転勤、異動する方も、いや単身でなくて家族で江差に来ようと、私はそういう部分で給

食費、いろんな面で他町に勝るような政策を持った町ですから、もっともっとＰＲすべきだと思うんですよ。

江差追分だって場合によっては、それで関係人口じゃなくて、それを契機に江差に住んで追分を究めたいという方の声もありますから、そのへんのところをきちんと江差の良さ、目指す町の姿をＰＲすべきだと思いますがいかがでしょうか。お答え願います。

（議長）

はい、町長。

「町長」

飯田議員からご質問をいただいております定住、移住対策ということでございます。

普段、舌鋒鋭い飯田議員からですね、激励の意味も込めたご質問かなというふうに思っております。そういう意味で、飯田議員のご趣旨ご質問というのは非常に、私の思いと合致するところが多くあるところでございます。

先ほど来、答弁をしていますけれども、子育てする環境を良くしていく事、それが人口減対策に私はつながるというふうに思っています。基本的に人口減少の対策、２つ大きな柱があると思いまして、社会増減をどうしていくのか、自然増減をどうしていくのか、その２つの観点がありながら、いま江差町でこの人口減少対策でやっているのは社会減をどう抑制していくのか、ここから離れなきゃいけない人たちをどう抑えていくのかということに主眼を置いてやってきているところでございます。

ただその一方で、それだけではやはりなかなか厳しい現状があるということを考えています。先日の新聞ではですね、子育て施策をやっているんですけれども真似事ではないかという町民の意見が新聞にも載りました。

しかしながら隣町に移動、数字を見るとですね、じゃあ上ノ国、厚沢部、乙部。江差町の人口が流れているかというと、殆どその増減ではプラスマイナスがありません。寧ろ札幌圏あるいは函館圏に人口が流れているというのが現状です。

じゃあその地域と比べて、どんな環境、教育環境あるいは住まいの環境、生活の環境があるのか、その比較なんだと私は思っています。

そういう中で、いまアプローチとして転勤族、私もある意味では転勤族でこの町に来て、そして定住をしているというような思いを持っています。

そういう中で抱える地域の魅力と課題、これをどう解決していくのかということをしっかり踏まえながら、施策で展開していかなければならないと思っています。

その上で飯田議員からご指摘の、もっとＰＲすべきではというご質問でございます。

私もその思いは一緒でございます。江差の教育環境、また魅力、ある意味では移住といいながらもそういう方たちは転勤していく訳ですから、３年でも５年でも留学していただく、子どもを連れてここで暮らしていただく、楽しんでいただく、ずっとここで定住する訳ではないですけれども、子育てするには札幌よりも、あるいは函館よりも江差がいいよねと、思ってもらえるようなＰＲの仕方が大事だというふうに思っていま

す。
　そのうえで一つ、先ほど来申し上げているんですけども課題は住環境もあるのかなと、私がここに転勤してくるときもなかなかですね、住む場所が少ないというかですね、アパートも見つからない、あるいは条件に合致するところがなかなか無いというような現状もあります。
　そういう住環境、住まいというところもしっかり構築しながら、転勤族、そういう定住に繋げる移住に繋げる施策を今後展開していきたいと考えておりますので、ＰＲしっかり力を入れてやっていきたいと考えておりますのでご理解願えればと思います。

（議長）
　いいですね。はい。
　以上で飯田議員の一般質問を終わります。
　１１時１５分まで休憩いたします。

１１：０７　休憩
１１：１５　再開

（議長）
　休憩を閉じて再開します。
　次に、塚本議員の発言を許可いたします。
　塚本議員。

「塚本議員」
　本定例会、私から２問の質問をさせていただきます。
　１問目、インボイス制度についてであります。
　令和５年１０月よりインボイス制度が始まります。この制度は、売手が買手に対して正確な適用消費税率や消費税額等を伝える制度です。江差町には、売り上げが１千万以下の消費税の非課税事業者が多数いることは容易に想像できます。
　消費税は国税ではありますが、江差町として関係機関と連携しながら、今まで非課税事業者に対してインボイス制度により課税対象者となる訳です。
　これらについては非常に今、新聞等でも議論はされてますが、今まで非課税者がこのインボイスによって課税されると。これどうなるんだと、これを登録しなかったらまた、買ってる側からの非常に価格を抑制される、何と言いますか、値段を取引から価格は下げられるというようなことも非常に懸念されるわけです。非常に町内の小規模事業者にとっては不安な税制の大きな変革とも言える訳で、江差町の税務担当もこれらに十分関心を寄せながら、江差町における、来年から始まる１千万以下の事業者、これらに対して本当に登録、まあしなけりゃしなくてもいいんですが、登録しない場合にはどうなるのか、した場合にはどうなるのか、それも含めて色々な部分での相談対応、これら

が必要になってくると思いますので、これについてお伺いいたします。

（議長）
はい、町長。

「町長」
塚本議員からのインボイス制度のご質問にお答えいたします。
町や商工会、農協、漁協等の関係機関におきまして、主に制度を理解するための周知・広報を行うことが業務であり、町では窓口にリーフレットを設置したり、今月の広報でも制度について周知しているところでございます。
また、制度周知のため商工会では、税務署から講師を招いて講習会を開催していると聞いています。
さて、議員ご質問の江差の場合は、一千万円以下の消費税の免税事業者が多いので可否を含めた相談対応をとのことですが、事業者がどのような条件で取引するかについては、取引当事者間の判断に委ねられていることから、町内事業者が登録するかどうかについては、最終的には事業者自身に判断いただくこととなります。
町といたしましても町内の事業者の皆様がインボイス制度を理解し、適切に登録するかどうかを判断するための支援をしていくことは重要と考えており、直接の相談業務につきましては、江差税務署を基本としながらも、町としても事業者から問い合わせのあった場合には、制度の概要について説明申し上げる考えでいます。
いずれにいたしましても制度の理解が前提でありますので、事業者への周知を町内関係機関と連携しながら、対応してまいりたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

（議長）
はい、塚本議員。

「塚本議員」
この制度、非常に曖昧なところがあって、登録してもいいし、しなくてもいいっていう、そういう税務署の判断です。これ非常に、この対象事業者っていうのは、私を含めても、私も取引しているブンテンの大手の買い手の業者に、来年からインボイス制度を登録してくださいと実際言われてます。しない場合には値段を下げれるのか、下げてもらえるのか、みたいな話もおそらく具体的に出てくると思うので、これについては直接的には税務署に相談すれっていうことにはなります。しかし、どうしたらいいんだって、まいった時に、税務の担当者がしっかりこの制度を周知しながら相談していく、そういう対応もちょっと、三角コーナーでないけども、インボイス制度に対するお問い合わせ、こちらでも相談受けますよっていうぐらいの対応も、私は必要なのかなと思ってますが、その辺の新たなこのインボイスにおけるだけの相談マッチング中みたいな、受けま

すよみたいなの、こうやっていただけないかなと思って再質問させていただきます。

（議長）
はい、税務課長。

「税務課長」
まずですね、ご質問の件なんですけれども、登録の可否を判断するということにつきましては、いずれにしてもまず制度を理解していただくということが必要となりますことから、町としましても相談があった場合には、まず申請先である、基本的には税務署が相談を受けることになってるんで、相談業務を担っておりますが、問い合わせがあった場合には制度の概要について説明申し上げるということで、あと制度の周知、広報や情報提供などにつきましては、町内関係機関と連携して対応して参るという考えでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

（議長）
いいですか。はい、塚本議員。

「塚本議員」
対応をしっかりお願いしたいと思いまして、２問目に入らせていただきます。
学校におけるＩＣＴ一人一台端末の有効活用についてであります。
これまで、学校現場に教員用と児童生徒用に多くのタブレット端末が導入されております。新型コロナウイルス感染症の発生により学校が休校された時にはもとより、それ以外でも、タブレット端末の活用方法は多岐にわたります。国でも、ＧＩＧＡスクール構想を推進し授業のＩＣＴ化の時代を迎えました。
ここで２問を質問させていただきます。
学校現場において、タブレット端末はどのように活用されているのか。まず１点です。
２問目として、タブレット端末が学校で活用される一方で、ある保護者からは学習ソフトを活用するために新たな教材費を負担していると伺っております。昨今のコロナ禍や物価上昇等により保護者の負担は大きくなっております。学校教育現場におけるＩＣＴ活用経費は、一定程度行政が責任をもって負担して保護者の負担軽減を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。
この２問をお伺いいたします。

（議長）
教育長。

「教育長」
塚本議員の２問目「学校におけるＩＣＴ一人一台端末の有効活用について」のご質問

にお答えします。
議員ご質問のとおり、近年の情報通信技術の進化はめざましく、教育におけるＩＣＴの効果的な活用が求められております。
さらに、新型コロナ対策による学校休業等では、学びにおいて家庭と学校をつなぐ必要性も加わりました。
こうした状況を踏まえ、当町におきましても、国によるＧＩＧＡスクール構想の実現に向けて、令和２年度に、町立小・中学校に通う全ての児童生徒及び教職員に対して、タブレットの一人一台端末を整備したところであります。
さて、ご質問の一つ目「学校現場におけるタブレット端末の活用実態について」でございます。
教育委員会では、一人一台端末の整備にあわせて、学習支援ソフト、そして大型ディスプレイやプロジェクターといった、いわゆる大型提示装置を整備致しました。
学校におけるタブレット端末の活用は、学習支援ソフトによって、「一斉学習」「個別学習」「協働学習」を、相互に組み合わせた学びの場に、役立てられています。
一斉学習としては、大型提示装置を用いながら、挿絵や写真等を拡大縮小し、画面への書き込み等を行い、わかりすく説明することによって、子どもたちの興味・関心を高めています。
個別学習では、動画等のマルチメディアを用いて、多様な表現を取り入れた資料をつくったりして、子どもたちの考えを深める学習の効果を上げています。
また協働学習では、大型提示装置を活用し、授業や学習発表会等において、子ども同士による意見交換、発表などお互いを高め合う学びを通じて、思考力、表現力などを育成しています。
私自身も、小学校の公開授業に参加し、子どもたちがタブレットを使って授業を受ける様子を、実際に拝見させていただきました。先生方の優れた指導力にとても関心致しましたし、子どもたちの順応力の高さには、驚きとともに、非常に頼もしさを感じたところであります。
さらに、新型コロナ対策と致しましては、学校休業や出席停止等の場合において、タブレットの持ち帰りにより、学習ドリルなどで学びの保障を図っております。
一方で、課題もございます。学校のＩＣＴ化は、保護者や地域のご協力を得ながら着実に推進すべきものですので、学校設置者として、ご理解をいただけるよう努めていかなくてはいけません。
また、議員がご指摘のとおり、タブレットの活用方法は多岐にわたりますので、ＩＣＴ教育をさらに発展させるためには、教職員に対する研修の充実が必要です。
こうした課題の解決を図りながら、ＩＣＴを活用した教育活動を一層推進してまいりますので、ご理解願います。
次に、二つ目の「ＩＣＴ活用経費は行政が責任をもって負担すべき」とのご質問に、お答え致します。
学校では、先ほど申し上げました学習支援ソフトのほかに、ＡＩドリルという学習ソ

フトも活用しております。これは、一人ひとりの学習履歴を把握・蓄積することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することができます。また、教職員の働き方改革にも大きく寄与できます。

江差中学校におきましては、このＡＩドリルを今年度試行的に先行導入致しましたが、５教科分の利用料金のうち３教科分を保護者の皆様にご負担いただいたところです。

この取組で得られた成果・課題については、町立小中学校ＩＣＴ検討委員会等を通じて検証し、今後の対応を検討してまいりたいと考えています。

ＧＩＧＡスクール構想が国の施策として実施している以上、引き続き、関係機関等と連携し、国に対して必要な財源措置を要望してまいりますが、教育委員会と致しましても、コロナ禍、物価高騰という状況も踏まえ、可能な限り保護者の皆様の負担とならないよう努めてまいりますので、ご理解願います。

（議長）

はい、塚本議員。

いいの。

はい。以上で塚本議員の発言を終わります。

（議長）

次に、室井議員の発言を許可いたします。

「室井議員」

はい。議長。

（議長）

室井議員。

「室井議員」

はい。えーと、２問質問いたします。

まず、最初に、本年８月２４日に開催された全員協議会において配布された、公共施設等の長寿命化計画、１建物編、２公園・遊具施設の業務報告の中から、今後、厳しい対応が要求される人口減少対策と地域・地区の活性化という、ある意味では相反する課題とどう整合性を図りながら、マチづくりを進めていくのか、住民サービスの観点から大きな判断力が必要と考えられます。

人口減少に対する決定的な有効策を中々見渡せない、そういう状況の中で、最近の報道関係を見ると、人口減少が続いていた地方の小さな町が、人口増に転じている例も紹介されております。

これは単に、施策だけで無く、また財政の手厚い保護のみでなく、やっぱりユニーク

な提案、ユニークな事業、そういうものと合わせて自然環境を含めた立地条件が大きく影響を与えるものと考えております。
公共施設の長寿命化計画は、単に施設の修繕、改修のみではなく、地区・地域が如何に元気に継続できる拠点施設として有効なのかなど、町づくり全体の中での位置づけを図りながら、具体的な実施計画を検討すべきと考えますが所見を求めるものであります。
以上、まず。

（議長）
町長。

「町長」
室井議員からの公共施設等長寿命化計画策定と事業実施に関するご質問にお答えいたします。
当計画は、多くの公共施設が老朽化する中で、将来の利用状況や維持管理コスト等を考慮した適切な配置と持続性を確保することを目的に、各施設の具体的な対応方針として長寿命化改修などを施すことにより、中長期的な維持管理等に要する費用の縮減、平準化を図るものでございます。
１点目の人口減少対策とマチづくりの整合性に関するご質問でございますが、第２期江差町人口ビジョン、第２期江差町まち・ひと・しごと総合戦略を包含する、第６次江差町総合計画や各種まちづくり計画、当長寿命化計画などを推進するためには、私の３期目の所信表明でも申し述べましたように「最小の経費で最大の効果をあげる」という基本理念、基本原則の下、中長期的なコストの縮小と予算の平準化を図りながら、一つひとつの施策を着実に推進することが大事なものと認識しております。
また、将来にわたり持続可能な町であり続けるためには、全ての施策に均等に力を注ぐのではなく、戦略的な視点で施策を重点的に推進することも欠かすことができない視点と捉えているところでございます。
２点目の人口減少に対する施策の在り方に関するご質問でございます。
議員ご指摘の「財政の手厚い保護に加え、ユニークな政策と自然環境が影響を与え、人口減少から増加に転じている取組」につきましては、正に成功例といえるものでございます。当町の人口対策を図るうえでも、産業や医療・福祉・教育などの生活環境の充実のみならず、文化・歴史・自然・観光資源など「江差らしさ」「江差の地域性」を捉えた独自性のある施策の展開が必要と考えております。
３点目の本計画の実施計画に関するご質問でございます。
「事業実施の際、地区・地域が元気に継続できる拠点施設なのか、などの視点に立つべきで、単なる施設の修繕・改修ではない」という議員のお考えは、私も意を同じくするものでございます。人口減少と高齢化が進行し、多くの公共施設が老朽化している状況において、これまでと同様に全ての施設を維持していくことは、非常に困難なものと

捉えておりますが、地域集会施設などの地域コミュニティ活動の拠点となる施設につきましては、利用状況等を踏まえつつ修繕等を講じて継続利用することとしているところございまです。

ご質問の実施計画につきましては、本計画に令和４年度から１３年度までの整備内容を登載しておりますことから、新たに作成せず随時見直しを図りながら、本計画の推進を図るものとしています。

以上、公共施設等長寿命化と事業実施に関るご質問にお答えいたしましたが、議員がご指摘されている「人口減少」や「まちづくり」といった大きな視点から本長寿命化計画を推進するためには、財源手当のみならず様々な計画との整合性を図ると同時に、施設を所管する各課それぞれが、関係する部署・機関・地域住民などとの連携・情報共有を強く意識し取り組むことが必要不可欠なものと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

「室井議員」

はい。議長。

（議長）

はい、室井議員。

「室井議員」

はい。すみません、あのー、再質問させて貰います。

あのー、政策をですね、より具体的に進めて貰うためにですね、再質問いたします。

まずですね、長寿命化計画策定業務はですね、多分、役場の中の管理職でですね、議論して、積み上げたもので、私は、なく、職員の関与というのは、極めて少ないのかなと私は思っております。まちづくりを進める観点から、今後ですね、一層の各課連携を進める必要、実情をしっかり認識ですね、多様性、地域性に考慮した事業実施計画の採用、検討をすべきだと考えます。

実はですね、今日の函館新聞、上ノ国のですね、あのー、温泉施設の、湯ノ岱のですね、事案載ってます。ご覧になってますか、皆さん。ね、これ、すごくね、いい役場の答弁だなと私は思ってました。それと、今月の９日、道新の記事。これ、ぬくもり温泉閉館方針とはっきり書いてますね。

いいですか、ここ勉強して貰いたい。今どうこうって言わない。

長寿命化計画、貰いましたね、議員全員。課長方も全員持ってるっしょ。これにはね、ぬくもり温泉ね、建物番号１０９番、令和６年、長寿命化改修って載ってますよ。この新聞記事とね長寿命化計画、どっちが正しいんですか。私は考えがありますよ。再々質問までしたいんですけど、ここをね、はっきりして貰いたいと思いますよ。

それと、この保養施設。道新の記事、私も初めて行ってみました。中にも入って、ちょっと見ました。すごい、いい温泉なんですね、この温泉。しかも秘境となってる。周

りの、ちょっと悪いけど、古い公営住宅とか改修して、解体してですね、少し環境整備してやると、高齢者だけでなくて、色んな方も訪れると思いますよ。美肌の湯、なーんてゆったらですね、皆さんなんか、男性は分からないけど、女性の皆さんはですね、やっぱり行きたくなるどこでないですか。

こういう施設こそですね、ちゃんと残してですね、ほかの予算少し削ってもですよ、思い切った改修、保存すると言うぐらいのね、町の考え方無いんですか。こういう弱いところだけですね、問答無用で閉館するとか、そういう考え有ったら、ほかにやる事がいっぱいあるんじゃないですかって事、私は言いたいです。むしろ、少しぐらいの改修で間に合わないなら、大規模な改修をしてですね残していく。たった５年間で４００万ですよ修繕費、１年間で８０万ですね。自分のね、身を削ってもですね、こういうものは守ってやると、それぐらいの意気込みが行政に無かったらね、誰も付いて来ませんよ。

副町長、そこは思い切ってね、今すぐ、正確なね、言えない事も有ると思います。でも、上ノ国の副町長、いい答弁ですよ。少しずつ、ね、お金出しても守って行きたい。読んでますね、今日。

今日のこういう考え方を持って、地域貢献していく。まして田沢のここですね、今、道の駅・海の駅出来ると、あの施設はちょっと弱体しますよ。

やっぱり地域にね、あまり寂しい思いさせる事は無いと思うんですけど、副町長いかがですか。答弁して下さい。課長はいい。

（議長）

副町長。

「副町長」

はい。あの一施設の長寿命化計画、本当に議員おっしゃる通り、修理・修繕だけの話には、終えて行く話ではございません。まあ、いずれにしても、各課長のみならず、きちっとそこは横断的に単なる修理・修繕で無くて、魅力あるまた施設に生まれ変わるべき施設も有るだろうというふうに思いますんで、その辺は進めて参ります。

それで、折角、今、室井議員から、ぬくもり温泉のご質問を頂きましたので、えー先般、新聞報道がされまして、えー地域の皆さん、それから利用者、更には、まあ議会にもご迷惑かけたなあというふうに思って、お詫び申し上げますけども、この議会の場でのご質問でございますので、議会議員の皆様にも誤解のないように、あの、町の今現在の考え方について、整理した形で、お伝えし答弁させて頂きます。

えー、現在の温泉施設の老朽化から出来るだけ早い段階での閉鎖を方針としつつも、近い場所に社会福祉法人が運営する温泉施設が有ります事から、その法人側の協力を得られた段階で、地域に相談していくっていうのが前提でございます。

この前提条件としては、例えば町営の温泉利用時間帯と社会福祉法人運営の時間帯などが違いますことから、どの程度、例えば町営に近い形で利用できるのか、当然、社会福祉法人に全て任せるという考えではございません。

また、バス運行など、現在の利用者などにも不便を与えない事などの協議を内々に進めて行く状況でありました。
現在、社会福祉法人とは、所管課で相談協議が始まったばかりの状況でございますが、そういう状況の中で、内部的にも協議が積み上がらない中で、廃止が先行して地域に伝えていった事は事実でございまして、改めて地域や利用者を含め、ご迷惑を掛けました。
いずれにしましても、当初から、また今後においても地域や利用者にも、理解が得られる状況になるまでは、廃止とはなりません。
更に、一定の仮に目途が立ったとするならば、事前に議会の全員協議会等にお諮りする課題にもなりますので、まずは、現時点で正直な考え方をお伝えして、答弁とさせていただきます。

「室井議員」
議長。

（議長）
はい、室井議員。

「室井議員」
町長ですね、あのー、私なんもね、こう責めてどうこうって言うんじゃないんだよ。
いいですか、副町長。これとまず整合性合わないような答弁をするなってこと。
ね、長寿命化計画１０９番の建物のところ見てみなさい。令和６年長寿命化改修って載ってるんだよ。おかしいんだ。だからそれはね、多忙であったからだと思う。
それで最後に言うけど、ね、３問目ですから、町長ね、若い人大事、子供も大事。一般質問にあります。でもね、今まで頑張って来たさ、高齢者にね、対してもね、温かい想いを持たなきゃ駄目だ。
新地のね、一週間くらいのうちですよ、高齢者の方、腰曲げてね、タライに風呂敷で包んで、松ノ湯に入って行きましたよ。
今回もね、予算付いてますね。あの、高騰対策、燃料の高騰対策とか３０万。ね、そうなってる。
やっぱり、そういう今まで頑張って来た人方の、そういう高齢者に対するね、温かいね、想いをね、ちゃんとね、こういう施設を通じても、伝えてやって貰いたいと思いますよ。
町長、如何ですか。

（議長）
はい町長。

「町長」

え一今、室井議員から、ぬくもり温泉の事に関してのご質問を頂いておりますけれども、先程、副町長が答弁したとおりに付け加えさせて頂きますと、今、その長寿命化計画の整合性がどうなんだと言うご指摘を頂いているところでございます。

正に、その通りかなというふうに思う一方でですね、こういうものは政治決断をして行かなきゃいけないのかなというふうに思ってですね、そこではですね、事務的な方針を、長寿命化の方針を掲げさせて頂いておりますけれども、そういう政治決断という事ではですね、私が責任を持って、覚悟を持って、やらなきゃいけない事もあるのではないかという事で、ご理解を頂ければなというふうに思います。

そういう中で、ぬくもり温泉の意義というところを、まあ今、上ノ国町さんとの比較での中でのお話しも頂いておりますけども、上ノ国町さんも、まあ新聞記事、あの答弁を聞いた訳では無いので、正確かどうかは分からないですけど、新聞によると、まあ廃止も検討しているけれども、存続を模索していると言うようなニュアンスだったかなというふうに思います。

ニュアンスとしては、我々もそれは、あの一あまり大きく変わらない、なのかなと。廃止を検討しているけれども、どうしていくかという事を今模索しているという段階だというのが率直なところでございます。

そう言う中で、湯ノ岱と大きく違うのは、隣りに温泉施設、これは公共では無いですけども温泉施設があるという事。その公共がやる部分、また公共以外がやる部分、どうやって、こう棲み分けをして行くのかという事も考えて行かなければならないのかなというふうに思います。

そういう意味で、公衆浴場の在り方というのは、非常に私は大事な役割があると言うのは、室井議員と同じ気持ちでいるところでございます。

そう言う事によって、コミュニケーションであったり、地域の繋がりが醸成されて行くという事も非常に強く感じておりますので、じゃ源泉でいうとですね、その隣に有る繁次郎温泉と源泉は一緒な訳ですから、温泉の質は一緒なはずな訳で、その、やはりその役割として、公共的な、そういうコミュニティの場として、えー、ぬくもり温泉が必要なのかどうかという事が議論の一つなのかなというふうに思っています。

先程来、副町長も答弁しておりますけども、この件に関しては、しっかり丁寧に地域の皆さん、町民の皆さんと議論しながら、方向性を持ちながら決断をさせて頂きたいなと思います。

ただですね、やはり人口減少の中で、集約、色んなものを集約して行かないとですね、厳しい状況にあるというのも、片や現実であります。そういうところではですね、ある意味では民間に任せて行けるところはですね、民間にお任せして、公共がやる部分をなるべく少なくして、大きく住民生活に影響が出ないような財政運営を考えて行かなきゃいけないのかなというふうに思っています。

そう言う中で、室井議員がご指摘の大きなまちづくりの視点、そう言う事が大事だなと思いますんで、今後ともですね各課連携しながら、対応して行きたいと思いますので、ご理解頂ければと思います。

（議長）
いいですか。

「室井議員」
はい。

（議長）
えー、以上で室井議員の、ん。あー２問目か。すいません。
もとい、室井議員。

「室井議員」
ちゃんと時計見ながら、私やってますので。ちゃんと協力しますので、ちょっと待って下さい。
はい。それでは２問目行きます。
まあ、江の島構想の全体計画を議会にいつ提出出来るんだという、私のね、優しい思いやりなんですよ。ね、早く出して貰いたいなあと、私達の意見も聞いて貰いたいなあと言う思いでします。
今日まで私を含めてですよ、町長の提案した構想に対し、実に多くの議員の質問と質疑、時間を費やしてきました。
構想の具現化へ向けた動きとして予算化されたのは、令和３年第２回定例会において、基本構想策定経費として、総務省地域力創造アドバイザー大山氏への委託費８３０万円。更には本年第１回定例会において基本計画策定費として、同じく大山氏へ旅費を含めて委託料５９０万が予算計上され、可決されております。
私は、事業計画案がコンクリート化されない段階で、議会との協議が必要でないかという意見を何度か述べ、担当課長は、まちづくり推進課長ですね、苦労しながらも、それなりに理解を示しておりました。
しかし、年度内残り期間約３カ月です。果して議会との協議や関係者の調整などが可能なのか、多少疑問を抱いております。
江の島構想は全体像があってこそ夢のある構想であり、それが不可能であれば、単に施設の建替え・改修になる可能性は十分あります。
社会状況の変化や江差町の財政事情などによって、多少の変化は常にあり得ます。
基本的判断の軸足をどこに置くのか、その判断と町長の、教育長、あっ教育長す、副町長の、そう言う大幹部としての思いは非常に大きいと思います。
議会との協議、構想の全体像に対する考え方を現段階で、話せる段階で、説明をして答弁をして貰いたいと思います。以上です。

（議長）

はい町長。

「町長」

室井議員からの２問目、北の江の島構想に関するご質問にお答えいたします。

令和３年第２回定例会で補正予算を議決いただき、総務省地域力創造アドバイザー大山氏の力を借りて、「北の江の島拠点施設整備基本構想」を策定し、現在、その基本計画策定にあたっても同じく支援をいただいているところです。

さて、議員からは基本計画が固まる前に議会と協議すべきではとの、ご懸念のご質問でございました。

計画の検討にあたっては、大局的に申し上げますと、先ず、拠点施設の機能をどのようにするか、あるいは整備後における施設利用者が大幅に増えることが予想されることから、国道の交差点改良をどのようにしていくのか、また、港湾道路をはじめ港湾施設をどのように活用できるのかが挙げられます。

後者の２点に関しましては、現在所管である国の機関と協議中ですが、いずれも町の計画をご支援いただきながら、どうあるべきかについてご検討いただいているという状況でございます。

続きまして、町が進める拠点施設の基本計画につきまして、少し説明をさせて頂きます。

今年３月に基本構想を策定致しました。海の駅開陽丸に、新たな道の駅機能を付与しながら、観光拠点や地域住民が集う場所としての機能を明確にし、その規模や運営についてのイメージを議会にお示ししたところでございます。

特に、施設の中心的な機能としては、四季を通じて子どもたちが集い天候を気にせずに走り回れる室内の遊興施設を大きな柱とし、親子連れにとって道南エリア満足度ナンバーワンの道の駅を目指した施設とする旨をお示ししたところでございます。

大山氏には、町民や近隣住民、広く道南圏の皆様が足を向けたくなる場とするため、例えば購買部門の在り方や他にない特徴的な機能に関してどうすべきか、あるいは施設整備後の運営体制の在り方として、開陽丸青少年センターや北海道江差観光みらい機構がどのように担うべきかなどを、大山氏の知見や人脈を生かしながらサポートを頂いているところでございます。

以上に関しまして、２月、来年の２月初旬には、その進捗状況を議会に説明し、ご意見を頂けるよう準備を取り進めて参りますので、今暫くお待ち頂きますようお願い申し上げます。

また、今回のご質問では、北の江の島構想に関する全体像についても言及を頂いております。

３月に策定を終えた、基本、えー失礼しました。拠点施設の構想において、施設だけではなく拠点を中心に据え、かもめ島エリアや港湾エリア、いにしえ街道との関連などの全体像について、関してお示しをさせて頂きました。

かもめ島は、町民のシンボルであるとともに、令和３年度に実施した「江差町の観光

動態調査」では、観光客にとっても江差町随一の観光資源です。かもめ島においてアウトドアを楽しむために訪れる、江差町を訪れる、訪れる、万が一に雨でも道の駅で、屋内でのコンテンツを楽しんで頂く。

また、いにしえ街道には、お菓子やケーキのお店が点在していますので、それを活用し「スイーツ街道」として巡って頂くなど、整備する施設を拠点に人の流れと域内の滞留を作り出して、地域経済の活性化につなげるための準備をして参ります。

加えて、今回の施設整備が全体、構想の全てだとは考えていません。開陽丸記念館そのものやいにしえ街道における魅力度アップなどを実施しなければ、室井議員ご提案の夢ある構想とはなっていかないものと考えています。

いずれにいたしましても、現在策定しているのは拠点施設整備に向けた基本計画であり、施設機能の基本的な方向性について、まとめて行くことになると考えています。

完成前にご協議させて頂くのは勿論、基本計画完成後におきましても、基本設計、実施設計と移って参ります。

その都度、各計画をたたき台にしながら、議会の皆様からご意見を頂く事で、しっかり形作って行きたいと考えております。

それまで、今暫くお待ち頂きますよう、ご理解願いたいと思います。

「室井議員」

はい、再質問。

（議長）

室井議員。

「室井議員」

町長、あの一前向きなね、あの一答弁だと私は思いますよ。

それでね、何故質問するのか。

我々、いいものを応援したいんですよ。実現したいんですよ。他の町でも今、色々とやってますよね。大規模に道の駅。負けたくないんです。ただ、それだけです。

江差はね、どこにも無いって言うぐらいね、そう言う自信持ってね、誇れるね、施設にやって貰いたい。それの、対して全力で我々もね、協力すると言う事をですね、申し上げて、副町長、あなたはね、事務方最高責任者だ。

いいですか、各課ねえ、やっぱ連携取って、どうなってんだ、こうなってんだ、ちゃんとね、その責任をきちっと果たして、いい構想を創り上げて貰いたい。副町長。

（議長）

はい、副町長。

「副町長」
はい、あのー、簡潔に申し上げます。
えーと、まあ、町長の答弁、あのー、した内容は、１つは２月初旬を目途に、えーご説明を申し上げる場を設けます。その上でまた意見を頂きます。
で、あえて、室井議員のご質問にお答えするならば、道の駅、新たな道の駅として、国道沿いから１番この江差のシンボルのかもめ島という所に、奥まってと言うか、そう言う所に拠点が出来る訳です。これもまた立地場所としては、かなり差別化できる施設になる。また、かもめ島と言う、今マリンピング含めてですね、整備が進んでいると。加えて、開陽丸って言う、まあ、あの船体の色々修理・修繕の問題が、今、抱えてございますけども、いずれにしても、トータル的に、あの２月初旬には、議員の皆様にお示しをして、今、力強いバックアップのお声も頂きましたので、あの財源問題をここで、どうのこうの言う場ではございません。
あのー、精一杯、各課連携して、あのー、とにかく、これ以上大きな施設整備は、将来的には中々難しいだろうと言うふうに思ってますんで、最後の力をを振り絞って頑張って行きたいとこの様に思っています。以上です。

（議長）
いいですね、室井議員。
以上で、室井議員の一般質問を終わります。
午後１時まで休憩致します。

１１：５６　休憩
１３：００　再開

（議長）
休憩と閉じて、再開致します。
次に、小林議員の発言を許可致します。
小林議員。

「小林議員」
早速質問に入らせて頂きます。
１つ目です。学習用端末の修理と保守について伺いします。小中学生に１人１台の学習用端末学習用端末が配布されまして、１年以上が経過しました。各自治体では初期不良や落下等の故障、事故等で修理費が年間数百万円に上る自治体もあると聞いています。
また、今後の端末の更新などにも、自治体や保護者に負担が生じる可能性もあります。児童生徒のＩＴ学習に支障のないよう、今後の対応と江差町での現状を伺いたいと思います。

以下、３点お伺いします。故障台数、修理費等の数字をお知らせください。

２つ目に、明らかな故意による損傷で、保護者へ弁償を求めた自治体がありますけれども、責任は監督する教師側にあるとして、弁償をあきらめた市もあります。このようなケースの現場での対応は考えられているのでしょうか。

３点目です。物理的な故障の多さに学習机の狭さが指摘されております。各メーカー、簡易的に机を拡張するツールなども発売されておりますが、そういったことも含めて学習机の更新はお考えでしょうか。

（議長）

はい。教育長。

「教育長」

小林議員の１問目、学校用端末の修理、保守についてのご質問にお答えします。

塚本議員の答弁と重なる部分もございますが、当町では、令和２年度に、町立小中学校の一人一台端末を整備致しました。ご質問の一点目、故障台数、修理費等の金額につきましては、初期不良はありませんでしたが、この間、起動プログラムのアクセスエラーが９台、電源不良が１台、落下による本体破損が４台、キーボード破損が３台、Ｗｉ－Ｆｉ環境接続不良が１台で、計１８台の故障台数となっています。これらの修理費については、今後の支払予定も含め約４５万円という状況であります。

次に、ご質問の二点目、明らかな故意による損傷への現場対応についてでございます。

教育委員会では、一人一台端末の本格運用にあたり、本年２月にタブレット端末の貸付要項と使用規程を施行致しました。追って６月には、この要項と規程をわかりやすく伝えるため、タブレット端末の利用ルールを作成して、町立小中学校の全児童生徒と保護者へ配付致しました。この要項規程の中で、タブレットの取扱いや修理等の費用負担について規定していますが、使用者の禁止行為としては、転貸や廃棄、故意に破損すること、学習活動以外の使用等を挙げております。タブレットなどが破損し、修理が必要となった場合の費用負担につきましては、やむを得ないと認められる過失の場合には、保護者の負担としませんが、故意または重大な過失による場合は、タブレットを原状復旧する費用をご負担頂くこととしております。

最後にご質問の三点目、学習机の更新についてです。学習机については、江中を除く全学校で平成２８年度から４か年で新ＪＩＳ規格のものに更新しておりますが、議員ご指摘のとおり、机の狭さも原因の一つなのでしょうが、タブレットの落下が最も多い破損要因となっております。こうした状況が少なからず発生していることから、本定例会におきまして、生徒用机の天板拡張器具とタブレット端末の保護ケースを整備するとと

もに、端末予備機を補充する補正予算を上程させて頂きました。教育委員会と致しましては、一人一台端末整備に伴うソフトの経費や端末更新時の費用などについて、継

続的かつ十分な財政措置を行って頂くよう、引き続き国へ要望して参りながら、学校における質の高いＩＣＴ環境づくりに努めて参りますので、ご理解願います。

（議長）

いいですか。小林議員。

「小林議員」

ありがとうございます。

次の質問に入ります。福祉タクシーチケットの利用拡充についてお伺いします。

重度の身体知的障がい者の方を対象に障害者福祉タクシー利用助成事業を実施して頂いていますが、伊達市では福祉タクシー利用助成チケットをタクシーだけではなく、介護の方が運転する自家用車へのガソリン及び軽油の支払いにも使用できる助成を行っています。

江差町でも同様の検討をして頂きたいと思いますが如何でしょうか。

（議長）

はい。町長。

「町長」

小林議員の２問目、福祉タクシーチケットの利用拡充に関するご質問にお答え致します。

江差町障害者等福祉タクシー利用助成事業につきましては、事業開始当初は、町内の医療機関への通院のみを対象としておりましたが、利用者等の利便性の向上を図るため、令和２年度から町外の医療機関への通院や町内の買い物等での利用も可能とし、更に令和３年度からは、１回当たりのチケット利用上限枚数を５００円チケット２枚から５枚にするとともに、１人当たりの年間交付枚数を４８枚から６０枚に増やすなど、制度の拡充を図ってきたところであり、その効果もあってか利用者数も年々増加しています。

小林議員から、介護の方が運転する自家用車へのガソリン、軽油の支払いにも使用できるよう検討してもらいたいというご指摘でございますが、先程ご答弁申し上げたとおり、これまでも制度の充実を図り、障害者等の生活行動範囲の拡大と福祉の増進に寄与しているものと認識しておりますので、ご指摘については、今後の検討課題とさせて頂きたいといと考えておりますのでご理解頂きたいと思います。

（議長）

以上で　小林議員の一般質問を終わります。

（議長）

次に、小梅議員の発言を許可致します。
小梅議員。

「小梅議員」
それでは、ＰＴＡ組織と活動について、伺います。
ＰＴＡの目的は、学校の応援団として子どもの健全な成長を図ることだと思います。長年続いている団体で組織は在りながらコロナ禍で活動出来ない状況もあってか、ＰＴＡの不要論など、存在意義が問われています。
近く檜山でも厚沢部町の全４小中学校のＰＴＡが廃止され、保護者の会に移行されたと報道がありました。ＰＴＡの活動は、子どもを中心に学校と家庭、地域を繋ぐ大切な役割と考えます。そんな中、先月発表された学力テストの結果、檜山小６道内トップ、全国平均上回るの明るいニュースがありました。子どもを取り巻くいい環境、いい土壌が整っているのだなと、その上での成果だなと受け止めています。
コミュニティースクールの導入とか、情報通信網の発達、それとＰＴＡへの加入が任意だということも踏まえて、これからのＰＴＡの在り方と江差町の現状を日頃より、スポーツ少年団関係で子供達とも、さてはその関連の父兄ともたくさん接点の多い教育長の視点、観点からのお考えをお伺い致します。

（議長）
はい。教育長。

「教育長」
小梅議員のＰＴＡ組織と活動についてのご質問にお答えします。
まず基本的な部分でございますが、ご質問にありますとおり、ＰＴＡとは子どもの健やかな成長を図ることを目的とした社会教育団体であり、保護者と教職員とが対等の立場で協力し、学び合い、高め合っていく団体であります。学校に対する様々な支援を行うなど重要な役割を果たしており、コミュニティスクールの設置など、保護者や地域住民の学校の教育活動への参画が進む中で、その役割はますます大きくなるものと考えられます。
令和３年５月に策定された町の教育大綱においては、子ども一人ひとりに、目が行き届き、温かい教育を提供する町を取り組みの柱に掲げ、学校、家庭、地域、行政が強く連携し、それぞれの役割を目指し、自覚し子どもと向き合うこととしております。
また、教育大綱の指針に沿い、教育活動全般にわたる具体的な目標を掲げる江差町教育推進計画では、計画を構成する学校教育計画、社会教育計画それぞれにおいて、家庭を含めた地域ぐるみによる学校づくりを強化することとしております。
教育に対する保護者や地域の多様な要請に応えていくためには、保護者の皆様に対し、学校の管理運営や教育行政を十分にお知らせるよう努力するとともに、各種教育活動への参画を積極的に求めていくことが必要です。

また、日常的な交流を通じながら、密接な連携を図り、保護者と学校の双方が成長し合う関係性を構築することも大切であり、ＰＴＡは今後とも必要な組織であると認識しています。

コロナ禍での活動制限に加え、急激な人口減少、少子化の進行など、ＰＴＡ活動はもとより学校運営全般において厳しい状況は続きますが、小さな町であるからこそのメリット、いわゆる顔が見えるといった距離感を大切にし、今後もＰＴＡ、学校、そして行政、地域が手を携え、マチの宝である子どもたちを育成して参りたいと考えておりますので、ご理解願います。

（議長）

はい。小梅議員。

「小梅議員」

ありがとうございました。

これからも、そのような状態で進めていって欲しいと思います。ありがとうございました。

（議長）

いいですね。答弁は。

以上で、小梅議員の一般質問を終わります。

（議長）

次に、小野寺議員の発言を許可致します。

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。それでは今回５点ありますが、１点目２点目３点目は介護保険関連でありますが、一つ一つお聞きすることになります。（議長：手短に）

まず最初に１つ目、町長は国に対して介護保険制度の改悪の反対、この声を挙げて頂きたい。こういう立場でお聞きしたいと思います。

国では３年に１度、介護保険制度を見直ししております。今ほぼ大きなところがもう見えているんでしょうか。山場を迎えているという状況です。介護保険事業が始まって２３年、ただこの１０年くらいは本当に毎回毎回の制度見直し、高齢者の負担が増える。サービスは削って自治体の方に転化する。こういうことが続いてきております。

今回もこれまでにないような負担増、給付削減の論議が進められてきております。４点紹介致しますが、１つは介護保険サービスの利用料、現在原則１割の負担ですが、それを２割３割、つまり２倍３倍ということですが、負担の対象者を増やしていくと。それから２つ目に、要介護軽い方の１、２、この軽度の介護者の訪問介護ヘルプサービス、

ヘルパーさん訪問ですね。これを国の骨格の介護保険制度、これを外して市町村に移すと。３つ目が今ケアプラン、ケアマネージャーさんが作るケアプランを無料なんですが現在、それを有料にする。私としては４つ目を挙げたいんですが、老健施設などの部屋、相部屋の場合ですね、これを有料にすると。部屋代を保険給付から外すと。そういう動きがこの１か月、２か月論議されてきたんですが、直近、今日朝までぎりぎり色々情報インターネット見てたんですが、結果的には今言った部分は来年度の実施は、ちょっと様子見と、それはやらないという部分で今動いているみたいですね。ただあくまでも今言った部分は、継続で検討すると。改悪は断念した訳ではないというのが、いろいろマスコミの見方、来年度の部分ではそれは実施しない方向できていると。

いずれにしましても介護保険制度が出来て大きく変えられようとしております。町長もこれまで、私がいろいろ町長のご意見を伺った時には、国の介護保険制度に対して、結構厳しい見解も町長述べられたこともあります。今、来年度、改正に向けて事態が切迫している現在、まだまだ町村会とか色んな機会があると思います。そういう中で介護保険制度の改悪反対。介護保険給付と財源は国がしっかり法律にも明記されております。それをしっかり責任を持つこと。これを求めるべきだと思いますが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

（議長）

はい。町長。

「町長」

小野寺議員からの１問目、国の介護保険制度に対する私の姿勢に関するご質問にお答えを致します。

国の保険制度に関しましては、人口減少、少子高齢化、特に高齢化により、介護サービスを担う保険料とのバランスが崩れ、自治体は非常に難しい運用を強いられ、ますます厳しい状況となっていくばかりです。

事実、江差町の介護保険料は高い現状にあることからも、現在の介護保険制度に対して問題意識を強く持っております。

従いまして地域が置かれている実情と合わせ、介護保険制度のあり方、財源対策についても必要に応じて発言して参りたいと思いますので、ご理解願えればと思います。

（議長）

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

町長、分かりました。分かりましたが、少なくとも今日これ議会の場です。町民に対してもしっかりと示すということでは、例えばこの間、どういう機会でそういう意見表

明したことあるのか。もしくは、先程私指摘しましたこの事実関係は、多分間違いないと思うんですが、このことについて今後どういう機会があるのか。今日も資料の中でこれは町長も入っております檜山地域振興協議会、これはある意味、いろいろ建物等、道路等でありますが、いろんな機会あります。本当にこっちは立派なものを資料で出してい頂いておりますが、こういういわばソフトの側面、住民の暮らしを守るとう側面で何点かでもご紹介頂ければなと思います。どういうふうなこの間、やってもしくはこれからどのように考えていらっしゃるか、お聞かせ願えればなと思います。

（議長）

町長。

「町長」

今、小野寺議員からこれまでの私の介護保険制度に対する考え方の表明の仕方であるとか、あるいは地域要望としてのこの介護に対する考え方がどうなのかというようなご質問かなというふうに思っとります。

これまでですね、介護保険制度に関して公的な場で私が発言するというのは、この議会以外にはなかったかなというふうに思っています。今、小野寺議員からは檜山地域振興協議会、地域の要望を国やあるいは道に対して、要望をする時の要望書の中にも組み入れるべきではないかというようなご指摘だったかなというふうに思っております。その協議会の要望というのは、地域個別のものを声を挙げていくというのが主かなというふうに思っていまして、今、小野寺議員からご質問頂いているのは、国全体の介護保険制度をどうするかというような議論だというふうに思っています。そういう中では、どういう場が私がそのことをこの介護保険制度に対して、意見を発信していくかというのは、手段は考えていかなければならないのかと思いますけども、先程来、１回目の答弁でも申し上げましたけれども、江差町の介護保険料は全道で２番目の高さだというところです。これが高齢化だけではなくて、サービスがある程度充足されていて、サービスが行き届いているという側面もあるかなと思うんですけれども、じゃそのサービスが住民の皆さんの保険料として、大きく負担になっているというのが現状だというふうに思います。そういう意味からも先程申し上げましたけれども、保険料とサービス、このバランスが崩れているというのが私の認識でございます。持続可能な制度として介護保険制度どう運用していくのか。そのことは、まさに国の中で決めていくべきものだというふうに思いますけれども、地域の実情をしっかり伝える。これも我々地方公共団体の役割だというふうに思いますので、そのどういう場面でこの介護保険制度に対する私の意見を述べる場があるかということは、検討しながらその場でその時に考えてですね、場に応じて発言をさせて頂くということを考えていますので、ご理解頂ければなと思います。

（議長）

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい、是非、宜しくお願い致します。

それで、それを大前提に２番目に、じゃあ、江差町の制度設計が国で作られた中で、ぎりぎりやれることということで先程言いました３年に一度の見直し、これが今、国の方で来年度はこうしますよということが決まれば、大慌てでそれに則った計画を作らなければなりませんし、もちろん今回江差町としても介護保険事業計画策定に向けて、それぞれの高齢者アンケートが実施されている。それを両睨みで来年度一杯、計画策定に入る訳です。再来年の４月の介護保険次期事業計画がそれに反映されるということになります。

その点でしつこい様なんですが、私どうしても色々あります。介護保険事業の中ありますが、この数年全国的に今、大きく介護保険事業としてこれはやった方がいいのではないかというのがこの間、何回か取り上げました。耳の聞こえの問題。これは認知症の関係だとかも含めて、介護保険制度の大きな部分に関わってくるという問題なんです。

改めて私２問目で取り上げさせて頂きます。先程言いましたが、認知症と難聴との関連性､本当に研究が深められております｡ネットを調べたらたくさん出てくる状況です。最近、補聴器も日進月歩と言いますか、新聞にもよくチラシでも入ってくるのも含めてですが、性能がいい。ただ逆に操作が複雑というのもあります。認知症が今、発生したとか、また難聴が進んだとかという中で、そこでやっと補聴器ということになればですね、結構しんどいですね。一人暮らしの方とか、仮に家族の方が教えるにしても本当に使い方を覚えれない。そういう点では、私何回か言いましたが、現在、重度にならないとなかなか適用にならないという障がい手帳も含めてあるんですが、早目に対策を執る。そういう点では、今度のアンケートの分析からどこまで出てくるかというのもあるんですけれども、アンケート等とも併せてその方向性、私が何回か言ってます補聴器、高いものは本当に高い。その購入費用に助成なども含めて、並行して私進めていくべきだと思うんです。アンケートの分析がどうなるかというのもありますが、認知症対策の必要性から言っても並行して補聴器の普及、町の購入費支援を基本的に町としてしっかり考え方を持ちながら、再来年度４月から始まる次期の介護保険事業制度の中に反映していくという取り組みを、是非、すべきだと思いますが、改めて、改めてお聞きしたいと思います。

（議長）

小野寺議員、端的に質問して下さい。

「小野寺議員」

はい。いいです。

（議長）
はい。町長。

「町長」
小野寺議員の２問目、認知症対策として補聴器購入支援を町の基本的な考え方とすべきではないか、とのご質問にお答えを致します。
まず、現在実施中の第９期介護保険計画策定に向けた調査内容に対して、御評価を頂きありがとうございます。第８期計画までは、調査集計、分析、策定委員会、パブリックコメントまでを１年間という短い時間の中で行っておりましたが、先程ご答弁申し上げたとおり介護保険制度については、重要な課題と捉え、第９期計画策定では本年度末までに調査集計を行い、来年度策定委員会などで十分な分析と議論ができるよう２年間かけて策定に取り組んでいるところでございます。
その調査の中で、国から提示されている全国共通の設問の中には、耳の聞こえが生活に与える影響を掘り下げる設問はありませんが、独自の設問を加えたことで、江差町においてどれくらいの町民がどんなことで困り、どのような支援を求めているのかが今回の調査で初めて把握できることになります。
調査票の回収は今月中に終了し、３月には集計作業を完了させ、令和５年度から調査結果の分析、耳の聞こえに限らず全ての項目における議論検討を重ね、必要な施策を判断して参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

（議長）
はい。小野寺議員。

「小野寺議員」
議長、止めないで下さいね。（議長：単純に）止めないで下さいよ。（議長：単純に）
これは、再質問。担当課長になるのかも知れませんが、まず分かりました。正直言いましてアンケートが進む中で、厳しい質問だったかなというのもあります。
では、ではお聞きしますが、先程町長答弁ありました回収して分析して、一定程度それを政策的に反映するということも含めて、これから検討するということがありました。その点、今回アンケートだけじゃなく前も言ったかも知れませんが、いろんなところで実施している施策、もちろんそれは補助金といいますか、購入費の助成だけではなくて、そういうメンテナンスだとかが、もしくはそれ以前の町民の実態を専門家が交えて、講演会やったりとかそういう広い意味での難聴者対策、耳の聞こえ対策ということも含めて、外部のいろんな資料実態をきちっとそれも含めて、アンケートの分析と併せて対策に視して頂きたいと思いますが、今後どのように考えていらっしゃるか、お聞きしたいとなと思います。

（議長）
はい。高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」
今後の取り進めの仕方についてのご質問かと思いますので、お答えさせて頂きたいと思います。
今回の調査では､使用している方､使用していない方の両方の意見が得られるように、設問させて頂いております。先程町長が答弁したとおり、すべての項目における検討を得て、正確に判断していくことになる訳ですけれども、担当課の方としましては、来年度から耳の聞こえに関する相談窓口を設置するなど、そういうふうな方法を取りまして、いってみたいなというふうに考えております。
先程小野寺議員お話ありましたとおり、使い方が分からない、購入の仕方の部分だったり、メンテナンスとかそういう部分の問題点があると思います。私達としましては、助成をもし制度化とした場合においても適切な医療に結べつけることや、現在持っている機器の取り扱いのサポートは必要だと認識を持っていますので、来年度その辺を取り組みに入って行きたいと思っておりますので、ご理解頂きたいと思います。

（議長）
いいですね。小野寺議員。

「小野寺議員」
はい。是非、宜しくお願い致します。
３つ目です。これも介護保険制度、広く言えば介護保険制度の中の事業です。ある意味、国が市町村に私の言葉で言うと、押しつけたという言葉になっちゃうんですが、生活支援体制整備事業というものがあります。７年ぐらいになるんでしょうか。ただ、なかなかそれが私としては、もう１歩２歩、具体的な部分で進めて欲しいとそういう立場で質問致します。
先程言いましたが、この介護保険制度の中に高齢者の生活を支援していくと、地域づくりを進めるということで、国の方で一定程度、制度設計して法律の中にも入っているんですが、生活支援コーディネーター、これを配置するということになっております。これが７年ぐらいになるんでしょうか。江差町としてもまちづくりカフェとかやって、今、今年はネクストイノベーション、協議隊の事業ということになるんですが、それが多岐に渡って論議されてきております。私も今年からＮＰＯも関係しているということで、このネクストイノベーションに関わらせて頂いておりますが、本当に積極的な提案出されております。先程言いましたこの７年間を改めて見てみたんですけれども、本当にすべてとは言いませんが、一定程度、まちカフェなどでそれが具体的に実践的に活動を取り組んできているというのも、私はそれはそれでしっかりと見ていきたいし、見てきましたし、評価もしたいと思っとります。ただし、何回か言いましたが、先程言い

ましたこの生活支援コーディネーターも含めて協議隊、これは本来高齢者に対する支援、まちづくり、そういう部分を進めていくんだと。特に軽度な方々、ある程度介護保険対応になりますと、それは介護保険制度の本体の方で関わってきますから、そうではなくてそこまでいかない、そういう軽度な支援要する方に対する支援策、それがいろいろ論議になっている。ネクストイノベーションの中でも相当論議し、提案されていてもそれがなかなか実行に結び付いていかないという問題は、私は改めてこの場で指摘させて頂きたい。じゃどうなのかということを少し提案的な形でお話したいと思いますが、やはりこれは、ネクストイノベーションの中でそれをどうするこうするということにはなかなかならない。そうしますと、当然これ江差町が関わっている問題ですから、江差町、関係課ですね、それはこれは町が主体的にやることかなとか、これは地域のそれぞれ関係している団体が進めるべきかなと。そういうことも含めて、それを仕分けしたり後押ししたりということをやらない限りは、ただネクストイノベーション、もしくはその前のまちづくりカフェ、いろいろ提案したけれども、先程言いました本当のところの高齢者の部分に結びつく部分が少ない。そういう点で、改めて、私は町としての積極的な努力が必要だと思っております。

町長の見解をお聞きしたいと思います。

（議長）

はい。町長。

「町長」

小野寺議員からの３問目、生活支援体制整備事業ネクストイノベーションに関するご質問にお答え致します。

生活支援体制整備事業につきましては、全国的にも少子高齢化が加速する中、公的サービスの担い手不足への懸念がなされ、各市町村独自の取組みが様々な形で展開されております。江差町と致しましても、地域の中で誰もが活躍し支え合い、高齢者自身も担い手となる体制づくりを目指し、令和３年度までまちづくりカフェを開催し、事業を実施して参りました。

地域住民が主体となる活動に取り組んで来た結果、まちづくりカフェは、今年３月にまちカフェ江差として団体化し、８月末には地域の皆さんの手でＮＰＯ法人格を取得し、主体的な活動が本格化しているところであります。

本年度からの生活支援体制整備事業につきましては、個人参加により進められてきた活動が団体化されたことから、まちづくりカフェとの差別化をし、次の段階に進めるにあたり、事業名称もネクストイノベーション次なる革新に一新して取り組むこととしたものでございます。

ネクストイノベーションでは、今年度の取組みとして、各団体の担い手不足に着目し、個人参加だけではなく、町内会、自治会やＮＰＯ団体といった組織団体や地域の子供たちが通う学校関係者にも参加して頂き、これまで接点のなかった組織団体が知り合う

ことからスタートを切りました。２回目以降は、互いの活動や課題を共有し、既存の多様な地域資源を確認し合い、理想の活動内容についても話し合いが行われました。３回目、４回目につきましては、高齢者の生活支援に繋がる課題に対して具体的に取り組める内容となり、様々なアイデアも提案されるところまで進んでおります。

本年度最終となる２月の開催時には、提案されたアイデアを地域住民ができること、行政がすべきことを見える化する資料を整理、提示しながら、多様な人たちが集合した中で、一番効果的となるようなマッチングを地域と行政が協働で行い、各組織団体の活性化、個々が活躍できる場として事業を展開して参ります。

令和５年度以降は、事業で考案された活動を具体的に試行し、生活支援に繋がる新たな地域資源の創出に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

（議長）

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

ただ今の町長の答弁、２月の次のネクストイノベーションでは先程答弁ありました、一定の私も質問の中で、取り上げたことにも共通するかなと思うんですが、一定の方向性の答弁だったかなと思います。それはまた改めて、私も参加させてもらうことになろうと思いますので、改めて今の町長の答弁のことを踏まえていければなと思いますが、ところで課長になると思うんです、再質問。この取り組みの中で、重要な位置を占めるのが先程もちょっと延べました生活支援コーディネーターの方々。町の予算でも人件費、生活支援体制整備事業の中で７割８割は、生活支援コーディネーターの人件費でしょうかね、だいたい。そのぐらいかな。つまり、実態として、何かを活動するとしますと、この生活支援コーディネーターの方々がどのように地域で効果的に先程言った本来の趣旨で取り組んでいけるか、とうのも１つの見方観点だろうと思うんです。

それで課長お聞きしたいんですが、コーディネーターの仕事としていろいろ言われていますが、福祉ネットワークを構築するとかですね、その地域のニーズといろんなサービスをマッチングさせるとか、そういう役割を出ております。今は、こういう今は、ネクストイノベーションですけれども、そういう中でのいろんな取り組みとかも大きいかと思うんですが、本来さっき言ったいろいろサービスと繋げる介護保険そのものは介護保険ありますから、そこまで結び付かない軽度と言いますか、ちょっと心配だな、ちょっと見守りが必要だなということを含めて、そこは介護保険がなかなか手がそこまでいまないですから、生活支援コーディネーターの方々もそういう点では、サービスにマッチングさせるとかということも含めて、ちょっと心配だなと言う方々を少し、継続的に持続的にコーディネーターの方々そこをきちっと見ていく。そういう仕事というのはどうですかね。私提案したいんです。生活支援コーディネータ

ーの方々、本当に全国的なアンケートを見ると何やっていいのか分からない。私達迷っているとか、江差という訳じゃないですよ。全国的なアンケートを見たら凄いですよ。私達の仕事何なんだろうって。それを国が言っているとおり、きちっと地域の困っている方々を結び付ける。マッチング、それも広く江差町民のということではなくて、そういう方々、一定程度、ちょっと心配だな、軽度の方々を継続的に定期的に、どうでしょうか。

是非、検討して頂きたいと思いますが、お考えをお聞きしたと思います。

（議長）

誰答えるの。高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

生活支援コーディネーターの業務という部分でのご質問かと思います。小野寺議員もご承知と思いますが、生活支援コーディネーターの担当する部分としましては、市町村区域でのコーディネートを担当する第１層、それから日常生活区域でのコーディネートを担当する第２層という形で、１層２層が分かれております。当町３名配置しておりますが、１名を第１層、２名を第２層の方の担当ということで位置付けて、それぞれの業務を担当してやっていて頂いていると。そういう部分で言うと、うちの３名については、何をしていいか分からないという状況にはないのかなということをひとつお話させて頂きたいと思います。

個々の高齢者、軽度の方々に対する直接的なというお話もあったとか思います。この間の業務の中でそれぞれ地域の中に入っての実態調査とかとを重ねていることもご存じだと思いますし、その流れで地域で得た課題を持ってタウンミーティングを企画し、地域の人と一緒に考えていく。そういう活動の中で、介護保険サービスを必要としないそういう層の人達の生活支援を地域ぐるみでやりましょうという仕事は、明確な目標として業務として、やっているところです。

実際に個々のケースがあった場合につきましては、うちの地域包括支援センターに所属をしておりますので、そこには専門職で保健師、社会福祉士、主任ケアマネ、とおります。それから看護師も今おりますので、課の中で十分な対応をさせて頂くという体制で江差町やっておるところですので、この体制をしっかりと守りながら、今ご指摘を頂いた軽度の方々で困っているような方々がいた場合についても、今後も対応していきたいと思いますので、宜しくお願い致します。

（議長）

いいな。はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。是非、宜しくお願いします。なかなかそこに結びついていないという部分が

本当に私も町内会やって実感しておりますので、４番目に移ります。
インボイスの件ですが、これは午前中質問ありましたが、なるべくダブらないようにと思います。
私としては、影響がどういうふうに出てくるのかなということで、２つお聞きします。国の方では、先立て新聞等マスコミにも出ておりましたが、小規模事業者には猶予処置が検討されているとおりますが、基本的な制度設計には変わらないので、やはり先程午前中もありましたが、インボイス導入された場合の町内業者の影響というのは、本当に心配です。江差町がどこまでやれるかというのは別としても、きっちり農業漁業も含めて、商店、それから個人事業主、建設関係、１人親方なども含めて、そこはしっかりと江差町として町民の暮らしを守るという意味で、影響調べる必要があると思うんですが、どのように認識されているかというのが１点。
それからもう１つ、これは直接関わる問題ですが、江差町、町ですね、役場、これは、直接関わってきます。総務省もいろんな依頼文といいますか、通達と言いますか、出しております。端的にお聞きしますが、自治体として、自治体として、どのような影響が考えられるのか、お聞きしたいと思います。

（議長）
はい。町長。

「町長」
小野寺議員の４問目、インボイス導入インボイス制度の影響についての答弁をさせて頂きます。
インボイス制度は、消費税の仕入れ税額控除の方式として令和５年１０月から開始されることになり、課税売上額が１千万円以下の事業者はインボイスを発行するための登録は不要ですが、取引先から発行を求められた場合は、税務署に登録をして、インボイス発行事業者になることができることになっております。
さて、町内事業者への影響についてのご質問でございますが、消費税課税事業者数や課税売上額１千万円以下の免税事業者の数までは把握していませんが、インボイスは、仕入れにかかった消費税額を証明するための請求書などで、その請求書などに記載された消費税額を控除して、消費税を納税することになります。
その請求書などの書類がなければ控除できませんので、インボイスを発行しない免税事業者に対して、一方的に低い取引価格を設定したり、取引を停止したりすることなど、優越的地位の濫用にあたり、法に抵触することになりますが、このことも懸念されると言われています。
また、引き続き取引を希望する事業者や今後の事業拡大を見込んでいる免税事業者であっても、インボイス発行事業者になると、結果として課税事業者になってしまいます。
議員ご案内のとおり、政府では３年間の時限措置として免税事業者が、新たに課税

事業者になった場合の納付額を、受け取った消費税額の２割に抑える検討に入った旨の報道が１１月末にあり、まだまだ見えない部分もあります。

いずれに致しましても、インボイス制度は、税務署がしっかりと国民や事業者に対し周知していくことはもちろんですが、事業者がインボイス発行事業者になるか、このまま免税事業者になるかを選択できるよう、組合員や会員を抱える農協、漁協、商工会や会計事務所などと連携しながら、制度の周知徹底や相談などが図られるよう進めて参りますので、ご理解願いたいと思います。

２点目のインボイス導入による自治体の影響に関するご質問でございます。

地方公共団体のインボイス制度への対応に関しましては、施設使用料、入場料、広告掲載料など地方公共団体が売手となって事業者と課税取引を行う場合や、事業者から物品の調達を行う場合など地方公共団体が買手となる立場からの検討に加え、消費税の申告義務が生じる特別会計と生じない一般会計の違いについての検討が必要とされています。

町と致しましては、関わる事業者がインボイス制度開始後に不利益が生ずることの無いよう、来年３月までに税務署への登録申請を終え、１０月以降インボイス制度へ対応することとしているところございます。

議員ご質問の自治体としての影響につきましては、現時点において大きく２点あるものと捉えております。

１点目として、特別会計、一般会計問わず、町から事業者へ発行する納付書等が登録番号、適用税率、消費税額を追加したいわゆるインボイスの要件を満たし、その写しを７年間に渡り保存する必要があります。

２点目として、港湾整備事業特別会計がこれまでは課税売上高１，０００万円以下のため、免税事業者に位置付けられていましたが、インボイス制度に対応することにより課税事業者として消費税の申告義務が生ずることとなるものでございます。

以上でございます。

（議長）

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。分かりました。１点目については、今の町長の答弁、やむを得ないなと思います。直接的という部分ありませんが、しかし、いろんな影響が出てくると思います。しっかり、その点、把握は必要かなと、今も延期してくれとか、中止してくれとか、そういうのも本当に出てきております。しっかり影響について、把握してもらいたいと。

２つ目について、再質問させてもらいます。売り手、町が売り手となれば、それは適正にインボイスを発行しますと。これは、当然だし当たり前だし、説明が分かりました。問題は、町が買い手の場合、確認したいと思います。これは担当課長になるで

しょうか。町が買い手ですから、相手が適格請求書を発行するかしないか、インボイス出すか出さないかと２つに分かれますが、確認したいのは、町が買う、つまり相手が仮に適格請求書発行事業者でない場合も、排除することはないと、いうことについて確認したいんですよ。

実は、ご存じかと思うんですが、道外のある自治体でこういうことがあったんです。インボイス制度の登録がない場合、水道局及び下水道室発注の工事等の受注が出来なくなります。ということを６月だったかな、ばっと出したんですね、そうしましたら、国の方でいろいろ問題になりまして、慌てたんですが、総務省財務省でいろいろ法制度を見たら、それは適当ではないと、当たり前と言えば当たり前なんですが、適当ではないということは、改めて見解を出しました。それで改めてお聞きします。町が物品購入、入札もそうですね、の場合、相手が適格請求書を発行、つまりインボイス発行事業者でなくても排除することはないということについて、確認したいと思います。

（議長）

財政課長。

「財政課長」

ただ今のインボイス非対応に対する町としての姿勢に関するご質問ですが、町はあくまでも非対応だということを理由を持って、排除する考えは持ち得ておりませんので、ご理解をお願い致します。

（議長）

はい。いいですね。

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。宜しくお願い致します。

では、最後。これは教育、教育長になります。部活動の関係でこれも午前中飯田議員とありましたので、なるべくダブらないようにと思いますが、関連のところお願い致します。

２つあります。１つが先程出ていた部分なんですれども、文科省で進めております学校の部活動、これを地域のクラブ活動へ移行しますということについて、私はそもそも地域に受け皿があるのかと、本当に大きな問題があると私は考えます。

それで、私の質問の観点はこれは教育委員会だけじゃなくて、現場の学校などもどういう論議がこの間、されてきたのか、意見が出ているのか、これからということ何でしょうか。いずれにしても、そこを最初にお聞きしたいと思います。

それで２つ目なんですが、結局地域と言いますと、既存の少年団など、そういうと

ころが結果的には受け皿的なものになるんでしょうか。そうしますと、今現状どうなのかなという観点でお聞きしたいと思います。

団員が少ないとかですね、隣りの町、あるところでは函館のチームと合同でリーグ戦、大会とか参加しているということもちょっと見ました。いずれにしても、少年団等の課題なども含めて、お聞きしたいなと思います。

以上、２点です。

（議長）

はい。教育長。

「教育長」

小野寺議員の部活の地域移行についてのご質問にお答え致します。午前中の飯田議員の一般質問でも答弁しておりますが、国では令和５年度から７年度の３年間を集中期間として、休日の部活動を段階的に地域へ移行することとしており、教育委員会におきましても、令和５年度にスポーツ、文化関係団体や学校保護者で構成する協議会を立ち上げ、地域の受け皿のあり方など種々の課題を含め、道教委や近隣町と連携しながら具体的な議論を進めて参りたいと考えております。

このため、ご質問にあります学校での議論や意見につきましては、管内の校長会などで現状の部活動の状況など情報共有を行っているとのことですが、具体的な議論につきましては承知しておりません。

次に、地域の少年団の活動状況についてのご質問ですが、スポーツ少年団で活動を行っている団体は野球、サッカー、バレーボール、バスケットボール、空手、体操、剣道の７種目９団体であり、各団体とも団員の減少が大きな課題となっております。特に団体競技においては、現在、野球とバレーボールが単独で活動しておりますが、サッカーは上ノ国、バスケットボールが上ノ国と乙部、また、中学生のサッカーは函館のチームと合同で活動しており、送迎などが保護者の負担になっていると聞いております。

以上でございます。

（議長）

いいですね。

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。教育長ありがとうございました。

それで、１点目のその話し合い、事実的にはこれからということになるかと思います。先程、午前中にもありましたが、北海道の推進計画、現時点ではまだ、素案という段階ですが、一応、それも見させて頂きました。今、教育長から答弁ありましたその話し合いの場、協議会、各地域のいろいろ団体の部分ですね、スポーツ団体とか集

まって、その協議会で論議するということに事実的にはなるようです。先程、答弁ありました。

それで、多分、現時点で何が大事なのかと言いますと、拙速なことはやらないようにということに尽きるのかと思うんです。この推進経過素案を見ますと、一応、３年ですが、教育長こういう言葉も確か書いてありましたね。仮にその３年でできないとすれば、多少、遅れてもいいようなことが書いてますよね。この素案の中に。仁手ありきのそういう拙速な地域移行は、行わないということが、私協議会の中での論議、すごく大事だと思うんです。あくまでも、学校現場、担当のそれぞれやっている方、もちろん教育委員会、地域もいろいろ関わってくるでしょうか。そういう方々の話し合いをしっかりとやっていく中で、１つ１つ進めていく。時間がないからということで、進めるということはしない。しっかりと合意を形成をしていくと。その点について、教育長のお考えもお聞きしたいなと思います。

（議長）

はい。社会教育課長。

「社会教育課長」

小野寺議員から今部活動の移行につきまして、例えば、今、道の計画が推進計画の策定の中で、急いでその中でも慌てて拙速な議論をお出ししないということをおっしゃってたと思いますが、我々としてもまず今課題が何があるのか、そういったところをきちっと協議会の中で出し合いながら、そして関係者の中でそれらを十分議論して、どういった課題を解決してできるのか。一つ一つそれらを丁寧にしていきたいというふうに考えています。特に、子供達もそうですし、保護者、また、今ありましたように学校関係者の関わり方、こういったところも丁寧に議論しながら、十分な議論を重ねて子供達のこのスポーツ環境、それから現実環境というところを守っていく、地域で守っていくというところを目指しながら、進めて行きたいと考えておりますのでご理解お願い致します。

（議長）

いいですね。

はい。以上で、小野寺議員の一般質問を終わります。

（議長）

以上で、今定例会に通告がありました、一般質問は全て終了致しました。

これで、一般質問を終結致します。

（議長）

日程第７、議案第１号、令和４年度江差町一般会計補正予算（第１７号）について

を議題と致します。
提案理由の説明を求めます。
町長。

「町長」（提案説明）
議案第１号、令和４年度江差町一般会計補正予算（第１７号）についてでございます。
今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る１３の事業、燃料費、電気料の高騰に伴う１１施設の施設等管理費、また生活路線等維持費補助など１７事業の補正、繰越明許費及び債務負担行為の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、５，６５８万７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、６３億４，６９４万円とするものでございます。
また併せまして、地方債の補正をお願いするものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）
はい。財政課長。

「財政課長」（補足説明）
議案書３ページからの補正予算構成表と各資料により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する事業より、ご説明申し上げます。
まず、集団接種会場や会議室の感染予防対策事業です。資料２をご覧下さい。集団接種会場や会議室として使用される保健センターの感染予防対策として、音響設備やプロジェクター等を整備するものでございます。補正額は、１１４万３千円、国庫支出金が３７万円、一般財源７７万３千円となります。
続きまして、公衆浴場燃料費高騰対策支援事業です。資料３をご覧下さい。燃料高騰に伴う事業者の負担軽減を図るため、一般公衆浴場事業者へ助成を行うもので、補正額は３０万円、全額国庫支出金です。
続いて、地域の祭り文化活動支援事業です。事業完了に伴い、不用額を減額補正するもので、減額補正額は２３万２千円、全額国庫支出金です。
続いて、江差ふるさと盆踊り伝承事業です。盆踊りの中止に伴い、要した費用の財源更正を行なうもので、国庫支出金１４６万５千円を減額し、同額を一般財源とするものでございます。
次に、港湾整備事業特別会計繰出金、江差奥尻航路燃料高騰対策支援事業です。資料４をご覧下さい。港湾センター使用料の全額免除を通じ、燃料価格の高騰等によるフェリー事業者の負担を軽減するため、フェリー事業者からの収入減額分の補填とし

て繰出金を補正するものです。補正額は１３８万４千円、財源内訳は国庫支出金４７万円、一般財源９１万４千円です。

次に、行政組合分担金（救急隊員用感染防止衣購入事業）です。資料５をご覧下さい。救急出動時に着用する感染防止衣を整備するもので、補正額は１０３万４千円、財源内訳は国庫支出金３５万、一般財源６８万４千円です。

続いて、行政組合分担金（救急活動用自動心臓マッサージ機購入）事業です。事業完了に伴い１６万９千円を減額するものです。全額国庫支出金です。同じく消防庁舎トイレ様式改修、こちらも事業完了に伴い、１１万円を減額するもので、全額国庫支出金です。

続いて、学習活動端末支援Ｗｅｂシステム導入です。要した費用の財源更正を行うもので、国庫支出金２５万３千円を減額し、同額を一般財源とするものです。

続いて、学校給食費完全無償化事業（小学校と中学校です）。資料６をご覧下さい。本事業は、本年第５回議会臨時会で補正を頂いているところですが、その後、就学援助費及び就学奨励費による学校給食費の支給対象者が確定したことに伴い、本事業の支給対象者が増加することから、小学校では１４万１千円、中学校では３５万７千円を補正するものです。

続いて、学校ＩＣＴ活用環境整備事業です。資料７をご覧下さい。タブレット端末の落下等による破損や不具合の備え、生徒用机天板各町器具やタブレット予備機、背面保護ケースを整備するものです。補正額は２０６万４千円、財源内訳は国庫支出金６８万６千円、一般財源１３７万８千円です。

次に、図書館感染予防対策事業です。事業完了に伴い１１万７千円を減額するもので、全額国庫支出金です。

以上、臨時交付金に係る補正合計額は５７９万５千円、財源内訳はご覧のとおりとなっております。

続きまして、燃料費電気料高騰分補正事業となります。役場庁舎管理２３８万７千円から、運動公園管理４２万１千円までの１１事業は、近年の燃料費電気料の高騰に伴う補正をお願するものです。補正額２，１０３万円、全額一般財源となりますが、補正額のうち、電気料が占める金額は約１，６００万円、重油等の燃料費として約５００万円の増額をそれぞれ見込んでおります。

当町の電気料金に関しましては、費用の圧縮を図るため、平成２９年度移行、運動公園や小中学校、在宅型総合福祉施設などの施設を対象に、新電力契約を締結してきましたが、燃料高騰の燃料価格の高騰背景に本年１２月からの新電力契約が不調に終わりましたことから、電力契約にセーフティーネットに位置付けられている北海道電力ネットワークとの契約に切り替えたところです。燃料価格が高騰する以前は、新電力契約により年間約４００万円程度の圧縮効果がありましたことから、単純計算とはなりますが、１２月から３月までの間、新電力からの変更に伴う影響額は１００万円程度と見込んでおります。

続きまして、一般事業補正です。まず、職員人件費です。社会保障税番号システム

整備費補助金１２８万９千円の内示がありましたことから、マイナンバーカードの健康保険証利用申込みの支援に関わる職員の人件費について、財源更正を行なうものです。国庫支出金１０９万７千円、同額が一般財源から減額となります。

同様に国民健康保険費特別会計繰出金、また、後期高齢者医療特別会計繰出金につきましても、国庫支出金１４万１千円と５万１千円、それぞれ同額を一般財源から減額する財源更正となります。

続きまして、財務会計システム改修です。地方単独事業ソフトの決算情報の見える化の推進が国より求められており、令和４年度決算分移行、すべての歳出科目を対象とした調査が実施されることから、財務会計システムの改修を行うものです。補正額は、６４万９千円、全額一般財源です。

次に、北の江の島構想推進です。本事業は、当初、ふるさと応援基金から３００万円を繰り入れすることとしておりましたが、本年４月新エナジー株式会社様より３００万円の企業版ふるさと納税寄付金を頂きましたことから、財源更正を行なうものです。

続いて、生活交通路線等維持費補助です。資料１１をご覧ください。昨年１０月から本年９月までの生活交通路線運行経費の赤字分を函館バス株式会社へ補助するものです。昨年度と比較し、路線が廃止となった八雲熊石線に要する補助が減額となる一方で、国道２２９号線の通行止めによる迂回路に要する費用が増額となりましたことから、今回１，６３９万５千円の補正をお願するものです。全額一般財源となります。

続いて、テレビラジオ難視聴対策です。江差円山テレビ中継局の停電時対応のための充電器用電源ユニットの修理交換等に要する費用を補正するものです。補正額は３６万１千円、全額一般財源です。

次に、地方税共通納税システム対象税目拡大に係る金融機関等テスト業務です。令和５年４月から固定資産税と軽自動車税が地方税統一ＱＲコードの対象税目となりますことから、金融機関との読み取りテストに要する費用を補正するものです。補正額は１８万６千円、全額一般財源となります。

続いて、障がい者医療給付です。給付対象者のうち、生活保護受給者が入院されたことなどにより、費用の増額が見込まれることから、補正をお願するものです。補正額は８１１万７千円、財源内訳国庫支出金４０５万８千円、道支出金２０２万９千円、一般財源２０３万円です。

次に、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業です。農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、市町村が農地の集約化等を加速するための目標地図を含めた地域計画を令和６年度末までに作成することが求められており、目標地図の素案を作成する農業委員会に対し、使用するタブレット端末を整備するものです。補正額は７万２千円、全額国庫支出金です。

続いて、農業次世代人材投資事業です。本事業は新規就農者が農業経営を始めてから、経営が安定するまでの最長３年間、年間１５０万円を限度に交付するものですが、本年１０月から新規就農された農業者が事業要件に該当することから、半年分を

補助するものです。補正額は７５万円、全額道支出金です。

次に、江差町産業担い手育成支援です。ただ今説明しました農業次世代人材投資事業の対象となった新規就農者が本事業にも該当することから、経営開始初年度に限り、奨励金を交付するものです。補正額は１００万円、全額一般財源です。

次に、水産物供給基盤機能保全事業です。道が行う江差追分漁港（泊地区）の船揚げ場整備において、今年度実施される測量に要する費用の３分の１が町負担とされていることから、補正するものです。補正額は５３万４千円、全額一般財源です。

次に、江差１号井源泉機械室内源泉側電磁流量計取替です。資料８をご覧下さい。流量計内部の基盤の経年劣化により、源泉から引上げた湯量の計測ができないため、取替を行うものです。補正額は１２０万３千円、全額一般財源です。

続いて、追分会館自動ドア装置取替修繕です。資料９をご覧下さい。経年劣化により自動ドアとして正常に機能していないため、駆動装置やベルト等の交換を行うものです。補正額は４９万５千円、全額一般財源です。

次に、町道円山団地３号通り道路改良工事です。当初予算において地方債の限度額を２，４７０万円としておりましたが、再度、算定した結果、１２０万円の増額が可能なことから、財源更正を行なうものです。同じように直轄港湾整備につきましても、当初予算において限度額１，８９０万円としておりましたが、再算定した結果、９０万円の増額が可能なことから財源更正を行うものです。

一般事業補正事業の合計額２，９７６万２千円、財源内訳はご覧のとおりとなっております。

以上、一般事業補正第１７号の合計額は、５，６５８万７千円、財源内訳はご覧のとおりでございます。

続きまして、８ページ第２表繰越明許費補正をご覧下さい。旧江光ビル跡地活用実施計画策定を始め、記載の４事業につきましては、年度内の事業完了ができないため、繰越明許費補正をお願するものでございます。

続きまして、９ページ、第３表債務負担行為補正をご覧下さい。役場庁舎警備委託、役場庁舎清掃委託、在宅型総合福祉施設清掃委託の３事業につきましては、新年度直ちに事業実施する必要がありますことから、予算の執行が可能となる４月１日以前に入札契約等の手続きをするための債務負担行為の議決をお願いするものでございます。なお、江差追分会館江差山会館指定管理委託９６万８千円と、江差町文化会館指定管理委託１，０５２万４千円につきましては、既に議決頂いているカッコ表記の金額に加え、燃料高騰に伴う増額分の債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、１０ページ、第４表地方債補正をご覧下さい。町道円山団地３号通り道路改良工事と直轄港湾整備について、先程ご説明しましたとおり限度額の増額補正をお願するものでございます。

以上で説明を終わらせて頂きます。

（議長）

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」（補足説明）

ただ今、財政課長の方から説明がありました補正予算のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当分の事業がございますので、私の方から若干説明させて頂きます。

定例会資料の１ページ、資料１をお開き下さい。まず左上１の令和４年度臨時交付金の状況についてです。１０月１７日の第６回臨時会にて説明を致しました臨時交付金の状況から変わってございません。国からは総額で２億２，４２４万７千円の限度額が支給されております。

続いて、上段右側の（２）、令和４年度充当状況をご覧下さい。本日臨時会にご提案させて頂くのは、Ｂ欄の１２事業で、臨時交付金の充当はゼロ円です。ただ、その内訳として、新たな事業が６事業２３４万６千円の増、既存６事業が同額の減、これにより国の配分額に対して、充当残がゼロとなります。

次に、２の臨時交付金の活用事業で、今回提案の特徴をご説明させいて頂きます。オレンジ色の６事業に関して、既に事業化しているもののうち、今定例会で減額、または、財源更正を行なう事業です。新しくご提案する事業は、水色の６事業です。事業概要は、先程財政課長説明のとおりですが、事業の財源に関する内容について説明させて頂きます。

新たな事業のうち５つについて、その一部を国庫支出金、つまり臨時交付金としまして、残りについては一般財源を充当させて頂いております。１つの例として、事業№１の檜山広域行政組合負担金は、事業費が１０３万４千円、このうち臨時交付金は３５万円、残りは一般財源としています。この一般財源の考え方に関して、ご説明させて頂きます。これまで、当初予算以降、全額臨時交付金を財源とした予算化してきた既存４７事業について、例えばオレンジ色の事業のように、今後事業の完了により、執行残の発生が見込まれます。今後順次、事業が完了し、額がそれぞれ確定をした段階で、今回のような減額補正と合わせて、現時点で一般財源を充当しているものを圧縮し、可能な限り臨時交付金の充当としていく方針です。それらの係数整理と併せ、更に町として対策が必要な事業については、今後の議会にてご提案させて頂きますので、宜しくお願い致します。

説明は以上です。

（議長）

ただ今、町長、財政課長、まちづくり推進課長、以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「大門議員」

議長。

（議長）

大門議員。

「大門議員」

私からは、ぬくもり温泉の補正予算がありましたが、先程、室井議員の方からも質問がありましたが、関連で質問させて頂きます。

ぬくもり温泉を廃止する方針を管理している町内会にも説明がありましたが、町内会でもいろいろな意見があり、混乱している状況でございます。最初の説明の時に、説明不足があったのかと思いますが、今後、町内会や町民に理解してもらえるように、時間をかけて丁寧に話を進めていって欲しいと思いますが、改めて考えをお聞き致します。

（議長）

誰答えるんだ、これ。

町長。

「町長」

大門議員から補正予算に絡んで、ぬくもり温泉のご質問を頂いております。先程一般質問の中で室井議員のご質問の中でお答えをして、私と副町長が答弁をさせて頂きましたけれども、まず、新聞報道でですね、皆様にご迷惑ご心配をお掛けしたことに対しましてですね、お詫びを申し上げたいなと思います。その上で、今町内会あるいはですね、地域住民とのしっかり協議の中で進めていくと、いうようなことをご質問を頂いているのかなと思います。先程来、室井議員のご質問の中でもお答えしましたけれども、非常に丁寧に説明をしていく必要があるかなというふうに思っています。

我々としては人口減少の中で、どう財政運営をやっていくかということでですね、政治的な決断の中でですね、民間にできることは民間にお願いしていく。そして必要な民間では賄いきれない行政サービスをしっかり維持していく。そういう財政運営をしていかなければならないなと思っています。

その上でぬくもり温泉の在り方ですけれども、今の既存の老朽化している施設をどうしていくのか、しっかり踏まえた上で判断していかなきゃいけないなというふうに思います。そういう中で、しっかり町内会やあるいは、地域住民、町民の利用者の皆様の声をしっかり受け止めながら、協議を重ね方針をしっかり固めていきたいなというふうに思っています。

今後は丁寧な説明を各場面でしていきたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

（議長）
いいですか。

「大門議員」
はい。

（議長）
はい。次、小野寺議員。

「小野寺議員」
はい。ちょっと私も関連なんですが、定例会議案４ページ目で生活交通路線等維持費補助、企画費で出ております。これは、いわば公共交通事業の流れの中でなので、ちょっとお許しを頂きたいんですが、今進めているマースも含めて、それか今日出たこの公共交通、維持費の路線の関係もそうですが、改めてトータルとしては来年の３月までぎりぎりまでかかるかも知れない公共交通計画、江差町の公共交通計画、計画を作って、もちろん、既存のバス路線だけではなく、今江差町が本当に努力しております、江差マースの関係も含めた計画を作るといいうことで進めております。
それで担当課長、ちょっと現時点で教えて頂きたいんですが、私としては、例えば公共交通会議に出てるので、一定の情報がありますが、議員としては議員としては、本当に定例会か何かで、そんなに詳しくは出てない部分もありますので、現時点で、お答え願えればと思うんですが、まず、現在、来年度、江差町として、例えばマースも含めて、公共交通計画の中にどこまで事業展開を考えていらっしゃるのか。特に江差マースに関して言うと、本当にこの何週間って言っていいんでしょうか。今日で言うと、試乗会、この天気でどうなっているか分かりませんが、それから説明会、本当に担当課の方のご努力、大変だったんだろうと思うんですけれども、今このやっている執行実験と言いますか、それを来年度、どこまでもっていこうとしているのか。これちょっと、現時点でもしかしたら、町長になるんでしょうか。担当課の部分で教えてもらいたいんです。
それからもう１つ。ちょっと折角なので、この場でお聞きしたいんですが、企画、企画費ですけれども、まちづくりですね、この公共交通だけじゃなくて、それから北の江の島構想もそうですね、あれ、江光ビル跡地もまちづくり、ですよね。だから、今現在抱えている江差町の大きな部分がまちづくり課なんですね。私、いろいろ仕事と言いますか、電話掛けてもですね、もう担当者、出かけているとかですね、本当にいま、集中的に仕事がそこにいっちゃっているのかなと、これ、総務課長でしょうかね、誰に聞いていいんでしょうか。きちっと人の回しも含めてですね、ちゃんとなっているのかどうか。非常に心配なんですよね。倒れなければいいなと、本当に思っちゃうんですが。ちょっと２つ、お聞きしたいと思います。

（議長）
はい。誰。まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」
公共交通計画に関してのお話がございました。マースがどこまでこの計画の中に入ってくるんだろう、あるいは、議会の皆さんにもしっかり、こうお伝えする場面を作るべきではないかと、いうお話をおされました。先程の北の江の島と同じで、コンクリートになってから、皆さんにお伝えするつもりは毛頭ございません。可能な限り、皆さんにですね、意見を頂く機会と言うか、ご説明していく機会を作って行きたいと思っています。まず、１２月の２３日に公共交通計画の会議がございます。その中で概ねの何と言いますか、項目出しをしながら、これから完成に向けていきたいと考えています。そういう中で、しっかり完成前にはできるだけ早い時期に、議会の皆様にもお伝えしていきたいと思いますんでご理解頂きたいと思います。
次に、いろいろご心配して頂いてますが、今の体制の中でしっかり３月まで進めていきたいと思いますんで、はい、ご理解頂きたいと思います。

（議長）
小野寺議員。

「小野寺議員」
課長、老婆心ながらと言っていいのか、なんと言う言葉使っていいのかですね、たとえば、電話掛けてもですね、その方がいないと分からない。これ、ちょっと逆な見方すればですよ、今ちょっと大変だね、って何とかしなきゃなんないねって、ではなくて、ちょっと一町民の立場から言ったら、え、分からないの、と。その人がいなくたって、体制としては、分からないのということにも繋がる問題なんですよね。ましてや、今、この江差マースで大変だという側面と何とかじゃあということで、電話はいろいろあるのかも知れませんが、ちょっと私の一個人としてはですね、なかなか回っていないなと、課として。という印象も受けています。それも含めて、大丈夫だと言うんならいいんですが、そのもうちょっと、こう、体制的に総務課長、にならないのかな、と思いました。もし何かあれば、お願いします。

（議長）
はい。町長。

「町長」
担当課長は、この体制でしっかりやるという力強い答弁をした訳ですけれども、私から見ても、業務に負荷が掛かっているんではないかな、特にですね、１０月の人事

異動によってですね、まちづくり推進課の正職員、職員、町職員１人減にしています。そこには、会計年度任用職員を配置、新たにしているんですけれども、じゃそれで賄きれているのかという不安もあるところではございます。

ただ、その一方で限られた人員の中で、どう配置していくのか、行政側がしっかり回していくのかという意味ではですね、今の体制、今年度に関してはですね、今の体制でやっていくしかないのかなというふうに思っています。その上で、来年度以降の話ですけれども、今まちづくり推進課、特に公共交通を担当している職員はですね、道職員から派遣を頂いて地域振興派遣を頂いてですね、配置をして、中心的にやって頂いております。この派遣２年間のお約束で、今年度終わりというところでございますけれども、今本当にこの公共交通を進めていく上では、今配置している道職員、派遣を頂いている道職員の力を借りていかないと、実現出来ないと思っておりまして。道の方に何とか継続できないかということをお願いしながらやっています。

また、人員についてもですね、今後の全体を町職員全体の配置の中で、まちづくり推進課がどうあるべきかということを考えていかなきゃなと思います。いずれに致しましても、まちづくり推進課が抱える案件というのは、非常に大きなものがあります。ただ、どれも大切な案件で、もしかしたらこう問合せをした時に、職員がいないという状況もあるかも知れませんけども、それは現場にいって話をしたり、自ら動いているという状況でございます。そういう状況も踏まえましてですね、ご理解頂きながら、まちづくりをしっかり前に進めていく体制を整えていきたいと思いますので、ご理解頂ければと思います。

（議長）

いいですね。はい。他に質疑希望ありませのので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第１号、令和４年度江差町一般会計補正予算（第１７号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手、全員であります。

よって、議案第１号については、原案のとおり可決されました。

（議長）

日程第８、議案第２号、令和４年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第４号）についてを、議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」（提案説明）

議案第２号、令和４年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第４号）についてでございます。

今回の補正につきましては、令和３年度北海道保険給付費交付金返還など所要の経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、２４５万９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、８億１，９３７万１千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

何課長。健康推進課長。

「健康推進課長」（補足説明）

はい。令和４年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算について補足説明致します。議案書２９ページ、補正予算構成表をお開き下さい。

総務費、一般管理費、月報クラウド改修負担金でございます。

令和４年度から未就学児に係る均等割り保険料について、その５割を公費によって軽減する制度が開始し、致しました。制度改正に伴い、国の負担金や補助金等を算定するシステムである月報クラウドに未就学児均等割り保険料負担金申請書システム機能が新規追加されます。本システム改修費用は、月報クラウド参加市町村で同額按分し、ふたんするものでございます。補正額は１６万５千円で、財源は全額道支出金でございます。

次に、諸支出金、償還金及び還付加算金、令和３年度北海道保険給付費交付金普通交付返還でございます。療養給付費等の実績精算により生じた北海道に対する返還金でございます。補正額は２２９万４千円で、財源は全額一般財源で、前年度繰越金でございます。２事業合計で、２４５万９千円の増額となります。

ご審議方、宜しくお願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第２号、令和４年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第４号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手、全員であります。

よって、議案第２号については、原案のとおり可決されました。

（議長）

日程第９、議案第３号、令和４度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）についてを一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」（提案理由）

議案第３号、令和４年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）についてでございます。

今回の補正につきましては、燃料費高騰に伴う下水道施設にかかる経費の補正、下水道管理センター中央監視装置等の更新に伴う財源更正等をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、２５１万７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、４億５，１８６万３千円とするものでございます。

併せまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

建設水道課長。

「建設水道課長」（補足説明）

はい。それでは私の方から補足説明申し上げます。

議案書４１ページ、補正予算構成表をお開き下さい。

先程、一般会計でも説明がございましたとおり、燃料費高騰に伴います電気料金の補正と起債の財源更正に係ります補正でございます。

最初に管渠管理費でございます。五勝手中継ポンプ場の他、町内４か所ございますマンホールポンプ場の電気料金の補正でございまして、補正額は７３万９千円、財源は全額その他特定財源でとなるものでございます。

次に、下水道管理センター管理費でございます。江差上ノ国下水道管理センターの電気料金の補正でございまして、補正額は、１７７万８千円、財源内訳はその他特定財源となるものでございます。

次に、同じく下水道管理センター管理費の上ノ国分担金に係ります地方債の財源更正でございます。江差上ノ国下水道管理センターの維持管理費につきましては、５年に一度の下水道計画の見直しに合わせまして、上ノ国町との負担割合の見直しを行っているものでございまして、この見直しによりまして、負担割合が変更となりましたことから、地方債の１，１４０万円の財源更正を行うものでございます。

次に、公債費の元金でございます。資本費平準化債の増額に伴いますものでございまして、地方債２０万円を財源構成するものでございます。補正額合計財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

次に、議案書４５ページ、第２表地方債補正でございます。ただ今補正予算の説明でもありましたとおり、地方債の額が変更となるものにつきまして、地方債補正をお願するものでございます。限度額以外の項目につきましては、変更ございませんので、説明は割愛させて頂きます。

以上、説明となりますので、宜しくお願いを申し上げます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第３号、令和４年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手、全員であります。

よって、議案第３号については、原案のとおり、可決されました。

（議長）

日程第１０、議案第４号、令和４年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」（提案理由）

議案第４号、令和４年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算（第２号）についてでございます。

今回の補正につきましては、江差奥尻航路燃料高騰対策として、港湾センター使用料を減免する財源更正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

財政課長。

「財政課長」（補足説明）

議案書５５ページの補正予算構成表をご覧下さい。江差奥尻航路燃料高騰支援事業です。港湾センター使用料１３８万４千円の減額に伴い、歳入の財源更正を行なうもので、一般会計からの繰入によるその他特定財源を１３８万４千円増額し、同額を一般財源から減額するものでございます。

以上で説明を終わらせて頂きます。

（議長）

何だんだや。

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第４号、令和４年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算（第２号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手、全員であります。

よって、議案第４号については、原案のとおり、可決されました。

（議長）

日程第１１、議案第５号、令和４年度江差町水道事業会計補正予算（第２号）についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」（提案理由）

議案第５号、令和４年度江差町水道事業会計補正予算（第２号）についてでございます。

今回の補正につきましては、燃料費高騰に伴う水道施設の管理費に係る補正をお願いするものでございまして、収益的収入及び支出の予定額にそれぞれ、２４９万円を追加するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

ええ、建設水道課長。

「建設水道課長」（補足説明）

はい。こちらにつきましても、私の方から補足説明申し上げます。
議案書は６５ページとなります。水道事業会計につきましても、燃料高騰に伴います電気料金の補正でございまして、砂川浄水場、低区浄水場及び田沢の排水地などの水道施設全般の管理に係ります電気料金の補正でございます。補正額は収入支出とも２４９万円となるものでございまして、財源につきましては、全額一般会計からの補助金となるものでございます。
以上、説明となりますので宜しくお願い申し上げます。

（議長）
以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。令和４年度江差町水道事業会計補正予算（第２号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、議案第５号については、原案のとおり、可決されました。

（議長）
日程第１２、議案第６号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。
町長。

「町長」（提案理由）
議案第６号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてでございます。

令和３年６月１５日に議決した本協定について、事業費を変更する必要が生じ、予定価格が５千万円以上の工事に係る請負契約の締結であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、委託の対象、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センターの建設工事、工事場所、江差町字砂川４１１番地６、委託期間、令和３年度から令和４年度、委託の相手方、東京都文京区湯島二丁目３１番２７号、日本下水道事業団代表者 理事長 森岡 泰裕、変更前の事業費、１億８，６００万円、変更後の事業費、１億７，５６６万円でございます。

ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第６号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手、全員であります。

よって、議案第６号については、原案のとおり、可決されました。

（議長）

日程第１３、発議第１号、国の教育予算を増やして高校授業料無償化給付奨学金制度の確立を求める意見書の提出についてを議題と致します。

（議長）

お諮りします。本案については、お手元に配布のとおりで、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第１号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手、少数ですか。

よって、発議第１号については、否決されました。

（議長）

日程第１４、発議第２号、子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める意見書の提出についてを議題と致します。

（議長）

お諮りします。本案については、お手元に配布のとおりですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第２号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手、少数です。よって発議第２号については、否決されました。

（議長）

日程第１５、発議第５号（正：第３号）、インボイス制度導入の延期を求める意見書の提出を議題と致します。

お諮りします。本案については、お手元に配布のとおりですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
発議第３号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、少数です。よって、発議第３号については、否決されました。

（議長）
日程第１６、発議第４号、政府の難民認定を国際水準まで高め、支援強化を求める意見書の提出を議題と致します。
お諮りします。本案については、お手元に配布のとおりで、説明討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」）の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
発議第４号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員多数であります。よって、発議第５号については、原案のとおり決しました。

（議長）
日程第１７、発議第５号、洋上風力発電事業に関する事務調査についてを議題と致します。
お諮りします。ただ今、議題となりました発議第５号について、会議規則第３９条の規定により、所管の総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることに、したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、本案については、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

（議長）
日程第１８、発議第６号、江差町の次世代支援に関する事務調査についてを議題致

します。
　お諮りします。ただ今、議題となりました発議第６号については、会議規則第３９条の規定により、所管の社会文教常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることに、したいと思いますが、ご異議ありませんか。
　（「異議なし」の声）

（議長）
　異議なしと認め、本案については、社会文教常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

（議長）
　以上で、本定例会に付議された案件については、すべて議了致しました。
　これで、会議を閉じます。
　令和４年、第４回江差町議会定例会を閉会致します。
　皆さん、大変、ご苦労様でした。
　ご協力、ありがとうございました。

閉会　１４：４４

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

北 海 道 檜 山 郡 江 差 町 議 会

議　　長

署名議員

署名議員